

**「人事訴訟事件及び家事事件の国際裁判管轄法制に関する中間試案」
に対して寄せられた意見の概要**

- 意見募集の結果、団体・個人等から13通の意見が寄せられた。なお、団体等の略称は括弧内のとおりである。
裁判所、日本弁護士連合会（日弁連）、大阪弁護士会（大阪弁）、成蹊大学法務研究科（成蹊大学）、広島大学大学院法務研究科（広島大学）、立命館大学法学部民事法研究会有志（立命館大学）

- この資料では、試案に掲げた個々の項目について寄せられた意見を【賛成】【反対】の項目に整理し、意見を寄せた団体等の名称を紹介するとともに、理由等が付されているものについてはその一部の概要を紹介している。また、その他の意見については【その他の意見】としてその概要を紹介している。

総論的事項について

(1) 立法の必要性について

- ・ 現行の人事訴訟法及び家事事件手続法には国際裁判管轄についての明文の規定が存在せず、また、国際裁判管轄に関する多国間条約が作成される見込みもない。現在の実務は、当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念により条理に従って国際裁判管轄の有無を決定しているが、その基準は不明確である。社会経済の国際化に伴い、国境を越えた人の動きが多くなっているため、国際裁判管轄に関する明確な基準を整備する必要性は高い。そのため、国際裁判管轄に関する規定を整備することに賛成する。(大阪弁)
- ・ 人事訴訟事件及び家事事件の国際裁判管轄については、従来ほとんど明文の規定が存在せず、条理によって判断されてきたが、その条理の内容については判例の蓄積があるため、これを考慮すべきである。例えば、離婚事件については、最高裁判所昭和37年(オ)第449号同39年3月25日大法廷判決(以下「昭和39年判決」という。)・民集18巻3号486頁があるから、よほどの必要性がなければ、昭和39年判決で示された内容をそのまま立法化すべきである。(個人)

(2) 単位事件類型の捉え方について

- ・ 準拠法が外国法となる場合に備える必要があるとはいえ、第一次的には日本法の適用を網羅することができる国際裁判管轄規定を設けるべきである。試案の提示する「単位事件類型」は極めて曖昧であり、人事訴訟法及び家事事件手続法に規定された類型との対応関係が不明確となっている。(個人)

(3) 規定の置き方について

- ・ 財産関係の国際裁判管轄の規定は、民事訴訟法を一部改正する方法により置かれた。人事訴訟事件及び家事事件についても、人事訴訟法と家事事件手続法に国際裁判管轄の規定を追加する一部改正をすべきである。また、家事事件については、その事件類型が多様であるから、原則規定を設けるとともに、個々の事件類型ごとに国際裁判管轄の規定を設けるべきである。(広島大学)
- ・ 今般の国際裁判管轄法制の在り方についてであるが、家事事件一般について、実体の準拠法が外国法である場合も、手続は法廷地法によるのであるから、類似の事件に関する日本法の手続規定が類推適用されるべきであり、従来の実務はそのようにしてきたことから、まずは、実体の準拠法が日本法である場合について網羅的に国際的裁判管轄規定を設けるべきである。また、裁判例や学説の蓄積がないことを理由として一部の事件類型について国際的

裁判管轄規定を設けないものとする、そのような事件類型については、将来においても裁判例や学説の蓄積を期待することができないのであるから、規定の欠缺が放置されたままとなる、理論的にも土地管轄の前に国際的裁判管轄が判断されるべきであるにもかかわらず、一部の事件類型について国際的裁判管轄規定が欠缺するのでは法律の体系が著しく損なわれる。家事事件手続法上土地管轄の規定が設けられている事件類型については、土地管轄規定の前に国際的裁判管轄規定を置くべきである。(個人)

第1 単位事件類型に応じた国際裁判管轄の規律

1 婚姻・離婚に関する訴えの国際裁判管轄

【甲案】 裁判所は、婚姻・離婚に関する訴え（注1）について、次のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。（注2）（注3）

- ① 当該訴えに係る身分関係の当事者である被告（注4）の住所（注5）が日本国内にあるとき
- ② 当該訴えに係る身分関係の当事者双方が日本の国籍を有して〔おり、かつ、当該訴えに係る身分関係の当事者である原告の住所が日本国内に〕あるとき（注6）
- ③ 当該訴えに係る身分関係の当事者双方の最後の共通の住所が日本国内にあり、かつ、当該訴えに係る身分関係の当事者である原告の住所が日本国内にあるとき
- ④ 原告の住所が日本国内にあるときであって、当該訴えに係る身分関係の当事者である被告の住所がある国の裁判所に訴えを提起することが著しく困難であるとき

【乙案】 裁判所は、婚姻・離婚に関する訴えについて、次のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。

- ① 当該訴えに係る身分関係の当事者の一方の住所が日本国内にあるとき（注7）
- ② 当該訴えに係る身分関係の当事者双方が日本の国籍を有しているとき
- ③ 当該訴えに係る身分関係の当事者でない原告の住所が日本国内にあるときであって、当該訴えに係る身分関係の当事者の住所がある国の裁判所に訴えを提起することが著しく困難であるとき（注8）

（注1）単位事件類型としての「婚姻・離婚に関する訴え」とは、婚姻の無効及び取消しの訴え、離婚の訴え、協議上の離婚の無効及び取消しの訴え並びに婚姻関係の存否の確認の訴えをいい（人事訴訟法第2条第1号参照）、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

なお、婚姻・離婚に関する訴えのうち、離婚の訴えに特有の規律を設ける必要があるか否か及びその内容について、引き続き検討する。

（注2）婚姻・離婚に関する訴えのうち、婚姻の無効及び取消しの訴え並びに婚姻関係の存否の確認の訴えについて、婚姻挙行地にも管轄を認めるか否かにつき、引き続き検討する。

(注3)【甲案】においては、後記第2の4の一般的な緊急管轄の在り方との関係も踏まえ、④のように、いわゆる緊急管轄に類する規律を設けるか否か及び設けるとした場合の規律の在り方（被告が行方不明の場合を例示するか否かなど）につき、引き続き検討する。

また、【甲案】においては、後記第2の1で合意管轄又は応訴管轄に関する一般的な規律は設けないとされていることも踏まえ、合意管轄又は応訴管轄に類する規律を設けるか否か及び設けるとした場合の規律の在り方につき、引き続き検討する。

(注4) 第三者の提起する婚姻取消しの訴え（民法第744条第1項等）など、当該訴えに係る身分関係の当事者である被告が複数存在する場合（人事訴訟法第12条第2項参照）については、後記第2の2の併合管轄に係る①の規律で対応することを想定している。

(注5)【甲案】①については、当該訴えに係る身分関係の当事者である被告の住所が国内外のどこにも存在しない又は不明である場合、被告の居所を管轄原因に付加することにつき、引き続き検討する。

(注6)【甲案】②について、当該訴えに係る身分関係の当事者である原告の住所が日本国内にあることを要するか否かについては、引き続き検討する。

(注7)【乙案】①について、原告が日本に住所を有していることによる管轄原因に関し、その期間が一定期間以上であるときに限定するか否かにつき、引き続き検討する。

(注8)【乙案】③は、第三者の提起する婚姻取消しの訴えなど、身分関係の当事者以外の者が訴えを提起する場合を想定した規律である。このような規律の要否は、後記第2の4の一般的な緊急管轄の在り方との関係も踏まえて、引き続き検討する。

(1) 身分関係の当事者である原告の住所が日本国内にあることのみをもって日本の裁判所の管轄権を肯定することの適否（【甲案】と【乙案】）

【甲案に賛成】裁判所ほか

- ・ 昭和39年判決及び昭和39年判決に従うその後の下級審裁判例があり、それに従うべきである。（裁判所ほか）
- ・ 被告の応訴負担を考慮すべきである。そして、【甲案】②から④までを付加することによって、（当該訴えに係る身分関係の当事者である）原告の適正・迅速な裁判を受ける権利と被告の応訴負担とのバランスを取ることができる。（裁判所）
- ・ 原告の住所地であるというだけで国際裁判管轄を肯定することは、受動的立場に立たされる被告の利益を無視するものである。（個人）

【乙案に賛成】大阪弁、立命館大学（ただし、一部修正の上【甲案】に賛成する意見あり）

- ・ 当事者（原告）の便宜に適い、また、管轄の有無の判断が明確に定まる（【甲

案】では、④の不明確さが残る。) から、【乙案】を採用すべきである。日本の裁判所の判決が外国において承認されない結果、国際的に不統一な身分関係が生じやすいという指摘があるが、当事者にとっては、自らの生活の本拠地における効力が問題であるから、国際的に不統一な身分関係の発生防止という観点は必ずしも重視すべきではない。なお、当事者（原告）が国際的に不統一な身分関係の発生を回避しようと思えば、被告の住所地のある国の裁判所で訴訟を提起することで足りる。(大阪弁)

- ・ 【乙案】の方が日本で訴えを提起できるか否かが明確であり、日本の弁護士も事件の受任がしやすい。実質法レベルの破綻主義を国際裁判管轄法制にも反映すべきである。また、家族法領域では、原告と被告とを同等に扱うべきである。(立命館大学)

【その他の意見】

- ・ 現時点で、【甲案】及び【乙案】についての賛否は述べない。(日弁連)
- ・ 【甲案】①は、鏡像理論（間接管轄の有無について直接管轄の基準によって判断するとの理解）によると、ドイツ人夫とオーストラリア人妻がドイツにおいて婚姻生活を送っていたが、婚姻関係が破綻し、妻は本国に戻り、オーストラリアの裁判所で離婚判決を得たという場合、その離婚判決はドイツにおいても承認されると考えられるが、日本では承認できないこととなる。夫婦の本国が共に肯定する婚姻の解消を第三国たる日本が否定することに意味はないと考えられ、疑問がある。他方、【乙案】①については、住所概念を厳格に解さなければ、従前の判例の立場と乖離するおそれがあり、別の見方をすれば、【乙案】①の管轄原因は広すぎるといえるかもしれない。(成蹊大学)

(2) いわゆる婚姻挙行地を管轄原因とすることの適否（注2）

【賛成】なし

【反対】裁判所、成蹊大学ほか

- ・ 婚姻挙行地であるというだけで日本の裁判所の管轄権を認めると、日本との関連性の乏しい事件についても広く管轄が認められる結果になりかねないし、訴訟運営上も、証拠調べ等に困難をきたすおそれがある。(裁判所)
- ・ 婚姻挙行地の概念については解釈の余地があり、明確な管轄原因であるともいえない。(裁判所)
- ・ 外国法制の中には、性交渉の不存在などを婚姻無効事由とするものもあり、そのような法律が準拠法となる場合、婚姻が成立したと主張されるよりも後の事情が婚姻の無効・取消事由となることがある。(成蹊大学)

(3) 緊急管轄に類する規律に係る規定（【甲案】④及び【乙案】③）の要否及び規定の内容（注3）

【賛成】 裁判所

- ・ 緊急管轄についての一般的な規定を設けないことを前提とすれば、規定を設けることが望ましく、その際には「行方不明」等を例示することが相当である。（裁判所）

【反対】 なし

【その他の意見】

- ・ 【甲案】④及び【乙案】③の規定の前段部分（「当該訴えに係る身分関係の当事者の住所がある国の裁判所に訴えを提起することが著しく困難であるとき」以外の部分）については、戸籍との関係が重要であることから、原告の住所が日本国内にある場合のみに限定せず、当事者のいずれかが日本の国籍を有している場合にも、日本の裁判所の管轄権を認めるべきである。（日弁連）
- ・ これまでの我が国の状況に鑑みれば、このような包括的な条項もやむを得ない。ただし、「著しく困難な」の内容によっては、その認定のための手続が重くなる可能性がある。（成蹊大学）
- ・ 個人にとって外国での訴訟提起は困難であるといえるから、「当該訴えに係る身分関係の当事者である被告の住所がある国の裁判所に訴えを提起することが著しく困難であるとき」とすると、容易に原告の住所地国の裁判所に管轄権が認められるとの誤解を与えかねず、不適切である。また、外国における訴訟を強いることが当事者間の公平を著しく害する場合も緊急管轄が認められる場合であることを規定すべきである。（個人）

(4) 【甲案】において合意管轄又は応訴管轄に類する規律を認めることの適否（注3）

【賛成】 日弁連

- ・ 【甲案】は被告の応訴負担を考慮した見解であることを踏まえれば、被告に異議がない場合、原告の住所が日本国内にあることを条件に、日本の裁判所の管轄権を認めて良い。なお、原告の住所が日本国内にあることを要求すれば、日本との関連性を認めることができる。（日弁連）

【反対】 裁判所

- ・ 国内法でも合意管轄等の規定は設けられていない。身分関係の形成または存否の確認を目的とする訴えについて一般の民事訴訟とは異なる規律を設けている我が国の法制を踏まえるべきである。（裁判所）

(5) 【甲案】①について身分関係の当事者である被告の居所を管轄原因とする

ことの適否（注5）

【賛成】裁判所（ただし、反対する意見あり）ほか

- ・ 世界中のいずれにも被告の住所が認められないという前提での規律であるとするれば、法制的観点から居所を管轄原因とすべきであるし、身分関係の当事者である被告の居所をも管轄原因とすることにより、原告の裁判を受ける権利の確保に資する一方、被告の応訴の負担もさして大きくないと考えられる。（裁判所）
- ・ ある者がある場所に一定程度滞在している場合に、それが住所と評価できるのか、居所と評価できるに留まるのかの認定には微妙な判断を強いられる場合があり、居所を管轄原因に加えれば、そのような場合の微妙な判断によって管轄権の有無が左右されることを避けることができる。（裁判所）
- ・ なお、居所もない場合又は知れない場合、訴えの提起前に日本国内に住所を有していたとき（日本国内に最後に住所を有していた後に外国に住所を有していたときを除く。）にも、日本の裁判所の管轄権を認めるべきである。（個人）

【反対】成蹊大学

- ・ 被告の居所を管轄原因とすると、応訴管轄を肯定することと実質的には等しいこととなる。（成蹊大学）

(6) 【甲案】②について身分関係の当事者である原告の住所が日本国内にあることを要求することの適否（注6）

【賛成】裁判所（ただし、反対する意見あり）

- ・ 国籍を基準として日本の裁判所の管轄権を認めるような判示をする下級審裁判例もあるが、その場合でも実際に日本の裁判所の管轄権が認められているのは、原告が日本に居住している場合であると指摘されているところであり、そのような実務の運用と親和的な提案である。（裁判所）
- ・ 身分関係の当事者双方が日本の国籍を有していたとしても、いずれの生活の本拠（住所）が日本にない場合にまで日本の裁判所の管轄権を認める必要はなく、国籍要件に加えて身分関係の当事者である原告の住所を要求することで日本との関連性を肯定することができる。（裁判所）

【反対】日弁連、成蹊大学、広島大学

- ・ ①身分関係の当事者双方が日本の国籍を有している場合、日本法が準拠法となること、②日本の国籍を有している者は、日本語を話すことが可能であることが予想され、通訳を介する必要がないことなどを踏まえれば、身分関係の当事者である原告の住所が日本国内にあるということができないときでも日本の裁判所の管轄権を認めるべきである。また、【甲案】②は、双方国籍

という原告被告双方に平等な事由に基づいて我が国の裁判所の管轄権を認めるものであるところ、これに原告の住所が日本にあることを要求することは、被告にとってかえって不公平感を与えるものである。(日弁連)

- ・ 夫婦の国籍を基準とした管轄原因は、「原告は被告の法廷地に従う」の例外としての原告住所地管轄ではなく、独立した管轄原因として正当化できる(【甲案】①とは異なる観点から正当化できる)ものである。(成蹊大学)
- ・ 国際私法と同じには論じられないが、国際私法分野では伝統的に国籍を連結点としてきたことを踏まえ、原告の住所が日本国内にあることを要求せずに日本の裁判所の管轄権を認めて良いのではないか。(広島大学)

(7) 【乙案】①において、身分関係の当事者である原告の住所地を管轄原因とするに当たり、居住期間等の限定を加えることの適否(注7)

【賛成】日弁連、大阪弁

- ・ 原告が日本に戻って直ちに日本で裁判を提起した場合に、被告に日本で応訴を強いることは不適切という考え方もあり、諸外国の法制も参考にして、原告が1年以上日本に居住していることを要件として、原告の住所地を管轄原因とすべきである。(日弁連)
- ・ フォーラムショッピングの弊害や予測不可能な国での応訴を強いられる被告の負担を回避する観点から、日本で最低1年以上継続して居住していることを要件とすべきである。(大阪弁)

【反対】なし

(8) その他の意見

- ・ 【甲案】③について、身分関係の当事者である原告の住所が日本国内にあることを必要とすべきことに賛成である。過剰管轄を防止すべきであり、原告の住所が日本国内にあることで、日本との関連性を肯定することができる。(裁判所)
- ・ 【甲案】③について、原告の住所が日本国内にあることを必要とすべきではない。【甲案】③は、最後の共通の住所地という原告被告双方に平等な事由に基づいて我が国の裁判所の管轄権を認めるものであるところ、これに原告の住所が日本にあることを要求することは、被告にとってかえって不公平感を与えるものである。(日弁連)
- ・ 【甲案】②及び【乙案】②について、日本の国籍を有しているからといって、被告の応訴負担が軽減されるわけではないため、このような管轄原因を設けるべきではない。(個人)
- ・ 【甲案】③について、被告が原告を遺棄した場合等、やむを得ない場合で

もないのに、このような管轄原因を設けるべきではない。(個人)

- ・ 【甲案】②及び③について、日本国籍を有し又は原告との最後の共通住所を日本に有した被告が、現在日本国内に住所を有しない場合、被告が日本とどの程度の生活上の関連性を有しているかは様々であることから、むしろ被告の意思を尊重すべきであり、被告が日本での裁判に同意をしていることを要求すべきである。なお、同意は書面によることを要し、訴え提起の3か月以内のものであることを要するとすべきである。(個人)

2 財産分与事件の国際裁判管轄

【甲案】 裁判所は、財産分与事件(注1)について、次のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。(注2)(注3)(注4)

- ① 相手方の住所が日本国内にあるとき(注5)
- ② 当事者双方が日本の国籍を有して〔おり、かつ、申立人の住所が日本国内に〕あるとき(注6)
- ③ 当事者双方の最後の共通の住所が日本国内にあり、かつ、申立人の住所が日本国内にあるとき
- ④ 申立人の住所が日本国内にあるときであって、相手方の住所がある国の裁判所に申立てをすることが著しく困難であるとき

【乙案】 裁判所は、財産分与事件について、次のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。

- ① 当事者の一方の住所が日本国内にあるとき(注7)
- ② 当事者双方が日本の国籍を有しているとき

(注1) 単位事件類型としての「財産分与事件」とは、財産の分与に関する処分の審判事件(家事事件手続法別表第二の4の項)をいい、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

(注2) 婚姻の無効及び取消しの訴え並びに婚姻関係の存否の確認の訴えについて、婚姻挙行地の管轄を認める場合(前記1の(注2)参照)には、婚姻挙行地を管轄原因とする必要があるかにつき、引き続き検討する。

(注3) 財産所在地にも管轄原因を認めるか否か及び認めるとした場合の規律の在り方につき、引き続き検討する。

(注4) 【甲案】においては、後記第2の4の一般的な緊急管轄の在り方との関係も踏まえ、④のように、いわゆる緊急管轄に類する規律を設けるか否か及び設けるとした場合の規律の在り方(相手方が行方不明の場合を例示するか否かなど)につき、引き続き検討する。

また、【甲案】においては、後記第2の1で合意管轄又は応訴管轄に関する一般的な規律は設けないとされていることも踏まえ、合意管轄又は応訴管轄に類する規律を設けるか否か及び設けるとした場合の規律の在り方につき、引き続き検討する。

(注5)【甲案】①については、相手方の住所が国内外のどこにも存在しない又は不明である場合、相手方の居所を管轄原因に付加することにつき、引き続き検討する。

(注6)【甲案】②について、申立人の住所が日本国内にあることを要するか否かについては、引き続き検討する。

(注7)【乙案】①については、申立人が日本に住所を有していることの管轄原因に関し、その期間が一定期間以上である場合に限定するか否かにつき、引き続き検討する。

(1) 申立人の住所が日本国内にあることのみをもって日本の裁判所の管轄権を肯定することの適否（【甲案】と【乙案】）

【甲案に賛成】裁判所

- ・ 1(1)と同様である。(裁判所)

【乙案に賛成】大阪弁ほか

- ・ 【乙案】は【甲案】に比して管轄の有無の判断が明確にできること、財産分与が申立人を保護するための制度という側面を有することから、【乙案】を採用すべきである。管轄権の不当作出については特別の事情による申立ての却下で対応することができる。(大阪弁)
- ・ 財産分与は、その扶養的要素ゆえに、夫婦のいずれか一方の住所のある国の裁判所にも管轄権を認めるべきである。(個人)

【その他の意見】

- ・ 現時点で、【甲案】及び【乙案】についての賛否は述べない。(日弁連)
- ・ 夫婦財産契約(16(5))と別にすべきではない。(広島大学)

(2) いわゆる婚姻挙行地を管轄原因とすることの適否(注2)

【賛成】なし

【反対】裁判所

- ・ 1(2)と同様である。(裁判所)

(3) 財産所在地にも管轄原因を認めるか否か及び認めるとした場合の規律の在り方(注3)

【賛成】日弁連

- ・ 審判前の保全処分について日本の裁判所が本案について管轄権を有する場合にのみ管轄権を有するとされる可能性が高いことを踏まえれば、分与の対象となる財産が日本国内にある場合にも、財産分与(本案)について日本の

裁判所の管轄権を認めるべきである。日本国内にある財産について日本の裁判所の管轄権を認めることに問題は少ない。なお、それほど稀有な事例ではないと考えられるので、緊急管轄により救済を図るよりも、財産所在地の管轄原因を認めるべきである。(日弁連)

【反対】裁判所

- ・ 財産分与は離婚又は婚姻の取消しの効果というべきであるから、それらの身分関係の訴えの管轄原因と異なる管轄原因を認めるべきではない。(裁判所)
- ・ たまたま日本国内に不動産を所有している場合や、日本国内に財産の一部しかない場合にまで日本の裁判所の管轄権が肯定されることになり、過剰管轄につながる。(裁判所)

(4) 緊急管轄に類する規律に係る規定（【甲案】④）の要否及び規定の内容（注4）

【賛成】裁判所

- ・ 1(3)と同様である。(裁判所)

【反対】なし

(5) 【甲案】において合意管轄又は応訴管轄に類する規律を認めることの適否（注4）

【賛成】日弁連

- ・ 1(4)と同様に、相手方に異議がない場合、申立人の住所が日本国内にあることを条件として、日本の裁判所の管轄権を認めてよい。(日弁連)

【反対】裁判所

- ・ 1(4)と同様である。(裁判所)

(6) 【甲案】①について相手方の居所を管轄原因とすることの適否（注5）

【賛成】裁判所（ただし、反対する意見あり）

- ・ 1(5)と同様である。(裁判所)

【反対】なし

(7) 【甲案】②について申立人の住所が日本国内にあることを要求することの適否（注6）

【賛成】裁判所（ただし、反対する意見あり）

- ・ 1(6)と同様である。(裁判所)

【反対】日弁連，成蹊大学

- ・ 1 (6)と同様に、申立人及び相手方が日本の国籍を有している場合であれば、申立人の住所が日本国内にあるか否かに関わらず、日本の裁判所の管轄権を認めるべきである。(日弁連)
- ・ 1 (6)と同様である。(成蹊大学)

(8) 【乙案】①において、申立人の住所地を管轄原因とするに当たり、居住期間等の限定を加えることの適否(注7)

【賛成】日弁連、大阪弁

- ・ 1 (7)と同様に、申立人が1年以上日本に居住していることを要件として、申立人の住所地を管轄原因とすべきである。(日弁連、大阪弁)

【反対】なし

(9) その他の意見

- ・ 1 (8)と同様に、【甲案】③について、申立人の住所が日本国内にあることを必要とすべきではない。(日弁連)
- ・ 相続関係事件に次いで財産関係事件としての色彩が強く、また、財産所在地で合意管轄により裁判を行うことがその執行のために便宜であることから、合意管轄((注4)のような管轄原因ではなく、通常合意管轄)を認めるべきである。(大阪弁)
- ・ 扶養関係事件について本国管轄を認めていないこととのバランスから、財産分与について本国管轄を認めるべきではなく、【乙案】②は削除すべきである。(個人)

3 年金分割事件の国際裁判管轄

【甲案】 厚生年金保険法第78条の2第2項に規定する請求すべき按分割合に関する処分の審判事件(注)の管轄権は、日本の裁判所に専属するものとする。

【乙案】 規定を設けないものとする。

(注) なお、請求すべき按分割合に関する処分(家事事件手続法別表第二の15の項)の根拠となる法律の規定が厚生年金保険法第78条の2第2項のみとなるのは、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」(平成24年法律第63号)の施行(平成27年10月1日)後であるが、便宜上、現段階でも同規定のみを挙げておく。

【甲案に賛成】個人

- ・ 日本の厚生年金に関する事件であるから、当然に専属管轄であるが、その旨の明文規定を設けるべきである。(個人)

【乙案に賛成】裁判所 (ただし, 【甲案】に賛成する意見あり), 日弁連, 大阪弁ほか

- ・ 他に専属管轄と解される単位事件類型についても、専属管轄とする旨の規定を設けないとされているものが多く、それとの平仄からも、規定を設けないことが相当である。(裁判所)
- ・ 外国の裁判所でされた日本の年金の分割の裁判が、日本において一切承認されないとするのは不都合であり、より柔軟に年金分割が認められるようにしておくことが望ましい。(日弁連)
- ・ 厚生年金保険法第78条の2第2項に規定する請求すべき按分割合に関する処分の審判事件について、日本の裁判所が管轄権を有することは明らかであり、他方、外国の年金制度及び年金分割制度は多様であり得るので、解釈に委ねれば足りる。(大阪弁)

4 実親子関係事件の国際裁判管轄

【甲案】 裁判所は、実親子についての身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴え(注1)について、次のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。(注2)

- ① 当該訴えに係る身分関係の当事者である被告の住所(注3)が日本国内にあるとき
- ②一 当該訴えに係る身分関係の当事者の一方が原告である場合において、他の一方が死亡し、その者がその死亡の時に日本国内に住所を有していたとき
二 当該訴えに係る身分関係の当事者以外の者が原告である場合において、当該身分関係の当事者全てが死亡し、そのうちのいずれかがその死亡の時に日本国内に住所を有していたとき
- ③ 当該訴えに係る身分関係の当事者双方が日本の国籍を有して〔おり、かつ、当該訴えに係る身分関係の当事者である原告の住所が日本国内に〕あるとき(注4)(注5)
- ④ 当該訴えに係る身分関係の当事者双方の最後の共通の住所が日本国内にあり、かつ、当該訴えに係る身分関係の当事者である原告の住所が日本国内にあるとき
- ⑤ 当該訴えに係る身分関係の当事者の一方(当該訴えに係る身分関係

の当事者以外の者が原告である場合は、その者を含む。)の住所が日本国内にあるときであって、当該訴えに係る身分関係の当事者である被告の住所がある国の裁判所に訴えを提起することが著しく困難であるとき

【乙案】 裁判所は、実親子についての身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴えについて、次のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。

- ① 当該訴えに係る身分関係の当事者の一方の住所が日本国内にあるとき（注6）
- ② 当該訴えに係る身分関係の当事者双方が日本の国籍を有するとき
- ③ 当該訴えに係る身分関係の当事者でない原告の住所が日本国内にあるときであって、当該訴えに係る身分関係の当事者の住所がある国の裁判所に訴えを提起することが著しく困難であるとき

(注1) 単位事件類型としての「実親子についての身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴え」とは、嫡出否認の訴え、認知の訴え、認知の無効及び取消の訴え、父を定めることを目的とする訴え、実親子関係の存否の確認の訴えをいい（人事訴訟法第2条第2号参照）、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

(注2) 【甲案】においては、後記第2の4の一般的な緊急管轄の在り方との関係も踏まえ、⑤のように、いわゆる緊急管轄に類する規律を設けるか否か及び設けるとした場合の規律の在り方（被告が行方不明の場合を例示するか否かなど）につき、引き続き検討する。

また、【甲案】においては、後記第2の1で合意管轄又は応訴管轄に関する一般的な規律は設けないとされていることも踏まえ、合意管轄又は応訴管轄に類する規律を設けるか否か及び設けるとした場合の規律の在り方につき、引き続き検討する。

(注3) 【甲案】①については、当該訴えに係る身分関係の当事者である被告の住所が国内外のどこにも存在しない又は不明である場合、被告の居所を管轄原因に付加することにつき、引き続き検討する。

(注4) 【甲案】③について、当該訴えに係る身分関係の当事者である原告の住所が日本国内にあることを要するか否かについては、引き続き検討する。

(注5) 【甲案】③及び【乙案】②について、当該訴えにかかる身分関係の当事者の一方が日本の国籍を有していれば足りるとするか否かについては、引き続き検討する。

(注6) 【乙案】①について、原告が日本に住所を有していることによる管轄原因に関し、その期間が一定期間以上であるときに限定するか否かにつき、引き続き検討する。

(1) 身分関係の当事者である原告の住所が日本国内にあることのみをもって日本の裁判所の管轄権を肯定することの適否（【甲案】と【乙案】）

【甲案に賛成】裁判所ほか

- ・ 1 (1)と同様である。(裁判所ほか)
- ・ 実親子関係事件においても、昭和 39 年判決に従った下級審判例がある。(個人)

【乙案に賛成】大阪弁

- ・ 例えば、韓国に居住し妻を有していた父親が、妻と離婚せずに日本に渡り、日本で別の女性との間で子をもうけた事例において、当該子が韓国の家族関係登録簿に当該夫婦間の子として登録されることがあるところ、かかる事案において母子関係の不存在を裏付ける証拠の多くは日本国内に存在している。このような場合に日本の裁判所に管轄を認めないことは、身分関係の当事者である原告の裁判を受ける権利を侵害することとなってしまう。他方、実親子関係事件においても当事者の本人尋問を行うことが欠かせないと考えられるから、被告の防御権が必ずしも侵害されるとは限らない上、被告の防御権の侵害が重大となる特段の事情がある場合には個別的に訴えを却下することで対応することができる。(大阪弁)

【その他の意見】

- ・ 現時点で、【甲案】及び【乙案】についての賛否は述べない。(日弁連)

(2) 緊急管轄に類する規律に係る規定（【甲案】⑤及び【乙案】③）の要否及び規定の内容（注 2）

【賛成】裁判所

- ・ 1 (3)と同様である。(裁判所)

【反対】なし

【その他の意見】

- ・ 1 (3)と同様である。認知の制度を有しない国で認知の訴えを提起することは著しく困難であるといえるところ、原告が日本国内に住所を有する場合のみならず、当事者のいずれかが日本の国籍を有している場合に戸籍の正確な記載のために日本で訴訟をする実際上の必要がある。また、日本法では嫡出推定の排除についての解釈が認知と密接な関連があるところ、この点について外国の裁判所が正確な理解をして判断することは困難であるため、認知の訴えを身分関係の当事者である被告の住所がある外国で提起することは著しく困難である。(日弁連)
- ・ いわゆる緊急管轄の規定が設けられない場合には、被告の住所がある国での裁判も不可能ではないが、子の福祉に鑑み日本で緊急に裁判を行うべき場

合についても「被告の住所がある国の裁判所に訴えを提起することが著しく困難であるとき」に含まれる趣旨を明確化することが望ましい。(個人)

(3) 【甲案】において合意管轄又は応訴管轄に類する規定を認めることの適否
(注2)

【賛成】日弁連

- ・ 1(4)と同様である。(日弁連)

【反対】裁判所

- ・ 1(4)と同様である。(裁判所)

(4) 【甲案】①について身分関係の当事者である被告の居所を管轄原因とする
ことの適否(注3)

【賛成】裁判所(ただし、反対する意見あり)ほか

- ・ 1(5)と同様である。(裁判所ほか)

【反対】なし

(5) 【甲案】③について身分関係の当事者である原告の住所が日本国内にある
ことを要求することの適否(注4)

【賛成】裁判所

- ・ 1(6)と同様である。(裁判所)

【反対】日弁連, 成蹊大学, 広島大学

- ・ 1(6)と同様である。(日弁連, 成蹊大学, 広島大学)

(6) 【甲案】③及び【乙案】②について身分関係の当事者の一方が日本の国籍
を有していれば足りるとすることの適否(注5)

【賛成】大阪弁ほか

- ・ 身分関係の当事者が日本の国籍を有する場合、戸籍に当事者の真実の身分関係を反映させる必要があるところ、この必要性は、当事者の双方が日本の国籍を有する場合であっても当事者の一方のみが日本の国籍を有する場合であっても変わらない。他方、日本の国籍を有していない当事者の利益は裁判所における事実認定の方法により自ずと保護されるはずであるし、被告の防御権の侵害が重大となる特段の事情がある場合には個別的に訴えを却下することで対応することができる。(大阪弁)
- ・ 実親子関係事件には戸籍の記載の訂正を目的とするものが多く含まれている。当事者双方が日本の国籍を有することを要求すると、子が本来は日本の国籍を取得するはずであるにもかかわらず、日本の戸籍に登載されない場合

などの救済に欠ける。他方、当事者の一方のみの国籍により管轄を認めることにより被告の利益が著しく害される場合や、当該当事者の日本の国籍が形骸化しているような場合には、特別の事情による訴えの却下により対処すればよい。(個人)

【反対】裁判所(ただし、賛成する意見あり)

- ・ 事件と日本との間の密接な関係を確保するため、身分関係の当事者の一方だけの国籍だけで常に足りるとするのは相当でない。(裁判所)

【その他の意見】

- ・ 当事者双方が日本の国籍を有するからといって、被告の応訴の負担が軽減されるわけではないから、当事者の国籍を管轄原因とすることは相当ではない。(個人)

(7) 【乙案】①において、身分関係の当事者である原告の住所地を管轄原因とするに当たり、居住期間等の限定を加えることの適否(注6)

【賛成】日弁連、大阪弁

- ・ 原告の住所を管轄原因とするときは、1(7)と同様に、その居住期間を1年以上とすべきである。(日弁連)
- ・ 訴訟を有利に進めるために一定期間だけ住所を日本におくことを防止する必要があり、かつ、一定期間日本で生活実態があるからこそ日本における証拠資料も生じるのだから、原告が一定期間日本で住所を有していたことを必要とすべきである。そして、EUにおける同様の立法例に照らし、その期間を1年とするのが相当である。(大阪弁)

【反対】なし

(8) その他の意見

- ・ **【甲案】④につき**、1(8)と同様に、身分関係の当事者である原告の住所が日本国内にあることを必要とすることに賛成である。(裁判所)
- ・ **【甲案】④につき**、1(8)と同様に、原告の住所が日本国内にあることを必要とすることに反対である。(日弁連)
- ・ 認知の訴え、親子関係の存否確認などは、被告となるべき者が死亡した後も訴えを提起することができるところ、その場合は、原告の住所が日本国内にあることを管轄原因とすべきである。(個人)

5 養親子関係事件の国際裁判管轄

(1) 養子縁組の成立を目的とする審判事件

裁判所は、養子縁組の成立を目的とする審判事件（注）について、養親となるべき者又は養子となるべき者の住所が日本国内にあるときは、管轄権を有するものとする。

（注）単位事件類型としての「養子縁組の成立を目的とする審判事件」とは、養子縁組をするについての許可の審判事件（家事事件手続法別表第一の61の項）及び特別養子縁組の成立の審判事件（同法別表第一の63の項）をいい（「特別養子縁組」とは養子縁組のうち養子とその実方の血族との親族関係が終了するものである。）、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

【賛成】日弁連、大阪弁、成蹊大学ほか

- ・ 当事者の一方の住所を管轄原因とすることは適切である。また、養子となるべき者の住所が外国にある場合であっても、養子縁組の成立後にビザが発給される場合などを考慮すれば、養親となるべき者の住所地において管轄を認める実務上の必要性がある。（日弁連）

【反対】個人

- ・ 審判例は、養親となるべき者又は養子となるべき者の一方のみが日本国内に住所を有する場合には、他方は日本の居所を有することを暗黙の前提としているから、このことを要求すべきである。（個人）

(2) 養親子についての身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴え

【甲案】 裁判所は、養親子についての身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴え（注1）について、次のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。（注2）

- ① 当該訴えに係る身分関係の当事者である被告の住所（注3）が日本国内にあるとき
- ②一 当該訴えに係る身分関係の当事者の一方が原告である場合において、他の一方が死亡し、その者がその死亡の時に日本国内に住所を有していたとき
二 当該訴えに係る身分関係の当事者以外の者が原告である場合において、当該身分関係の当事者全てが死亡し、そのうちのいずれかがその死亡の時に日本国内に住所を有していたとき
- ③ 当該訴えに係る身分関係の当事者双方が日本の国籍を有して〔お

り、かつ、当該訴えに係る身分関係の当事者である原告の住所が日本国内に〕あるとき（注4）

- ④ 当該訴えに係る身分関係の当事者双方の最後の共通の住所が日本国内にあり、かつ、当該訴えに係る身分関係の当事者である原告の住所が日本国内にあるとき
- ⑤ 当該訴えに係る身分関係の当事者の一方（当該訴えに係る身分関係の当事者以外の者が原告である場合は、その者を含む。）の住所が日本国内にあるときであって、当該訴えに係る身分関係の当事者である被告の住所がある国の裁判所に訴えを提起することが著しく困難であるとき

【乙案】 裁判所は、養親子についての身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴えについて、次のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。

- ① 当該訴えに係る身分関係の当事者の一方の住所が日本国内にあるとき（注5）
- ② 当該訴えに係る身分関係の当事者双方が日本の国籍を有するとき
- ③ 当該訴えに係る身分関係の当事者でない原告の住所が日本国内にあるときであって、当該訴えに係る身分関係の当事者の住所がある国の裁判所に訴えを提起することが著しく困難であるとき

（注1）単位事件類型としての「養親子についての身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴え」とは、養子縁組の無効及び取消しの訴え、協議離縁の無効及び取消しの訴え並びに養親子関係の存否の確認の訴えをいい（なお、離縁を目的とする訴え（後記(3)）は含まない（人事訴訟法第2条第3号参照。）、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

（注2）【甲案】においては、後記第2の4の一般的な緊急管轄の在り方との関係も踏まえ、⑤のように、いわゆる緊急管轄に類する規律を設けるか否か及び設けた場合の規律の在り方（被告が行方不明の場合を例示するか否かなど）につき、引き続き検討する。

また、【甲案】においては、後記第2の1で合意管轄又は応訴管轄に関する一般的な規律は設けないとされていることも踏まえ、合意管轄又は応訴管轄に類する規律を設けるか否か及び設けた場合の規律の在り方につき、引き続き検討する。

（注3）【甲案】①については、当該訴えに係る身分関係の当事者である被告の住所が国内外のどこにも存在しない又は不明である場合、被告の居所を管轄原因に付加

することにつき、引き続き検討する。

(注4)【甲案】③について、当該訴えに係る身分関係の当事者である原告の住所が日本国内にあることを要するか否かについては、引き続き検討する。

(注5)【乙案】①については、原告が日本に住所を有していることによる管轄原因に関し、その期間が一定期間以上である場合に限定するか否かにつき、引き続き検討する。

ア 身分関係の当事者である原告の住所が日本国内にあることのみをもって日本の裁判所の管轄権を肯定することの適否（【甲案】と【乙案】）

【甲案に賛成】裁判所ほか

- ・ 1(1)と同様である。(裁判所ほか)
- ・ 養親子についての身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴えについては、婚姻・離婚に関する訴えと同様の規律とすべきである。(個人)

【乙案に賛成】大阪弁

- ・ 実親子についての身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴えと同様に、身分関係の当事者について裁判を受ける権利を保障する観点から、原告の住所地に管轄を認めるべきである。他方、被告の防御の利益については、特別の事情による却下により対応することができる。(大阪弁)

【その他の意見】

- ・ 現時点で、【甲案】及び【乙案】についての賛否は述べない。(日弁連)

イ 緊急管轄に類する規律に係る規定（【甲案】⑤及び【乙案】③）の要否及び規定の内容（注2）

【賛成】裁判所

- ・ 1(3)と同様である。(裁判所)

【反対】なし

【その他の意見】

- ・ 1(3)と同様である。(日弁連)

ウ 【甲案】において合意管轄又は応訴管轄に類する規律を認めることの適否（注2）

【賛成】日弁連

- ・ 1(4)と同様である。(日弁連)

【反対】裁判所

- ・ 1(4)と同様である。(裁判所)

エ 【甲案】①について身分関係の当事者である被告の居所を管轄原因とすることの適否（注3）

【賛成】裁判所（ただし，反対する意見あり）ほか

- ・ 1 (5)と同様である。（裁判所ほか）

【反対】なし

オ 【甲案】③について身分関係の当事者である原告の住所が日本国内にあることを要求することの適否（注4）

【賛成】裁判所（ただし，反対する意見あり）

- ・ 1 (6)と同様である。（裁判所）

【反対】日弁連，成蹊大学，広島大学

- ・ 1 (6)と同様である。（日弁連，成蹊大学，広島大学）

カ 【乙案】①において，身分関係の当事者である原告の住所を管轄原因とするに当たり，居住期間等の限定を加えることの適否（注5）

【賛成】日弁連，大阪弁

- ・ 原告の住所を管轄原因とするときは，1 (7)と同様に，その居住期間を1年以上とすべきである。（日弁連）
- ・ 原告の住所を管轄原因とするときは，4 (7)と同様に，その居住期間を1年以上とすべきである。（大阪弁）

【反対】なし

キ その他の意見

- ・ 【甲案】④につき，1 (8)と同様に，身分関係の当事者である原告の住所が日本国内にあることを必要とすることに賛成である。（裁判所）
- ・ 【甲案】④につき，1 (8)と同様に，原告の住所が日本国内にあることを必要とすることに反対である。（日弁連）
- ・ 【甲案】③につき，「当該訴えに係る身分関係の当事者双方が日本の国籍を有しており，かつ，被告が訴え提起より3か月前までに日本の裁判所の管轄権を認めることに書面で同意しているとき」とし，【甲案】④につき，「当該訴えに係る身分関係の当事者双方の最後の住所が日本国内にあり，かつ，被告が訴え提起より3か月前までに日本の裁判所の管轄権を認めることに書面で同意しているとき」とすべきである。（個人）

(3) 離縁を目的とする訴え

【甲案】 裁判所は、離縁を目的とする訴え（注1）について、次のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。（注2）

- ① 当該訴えに係る身分関係の当事者である被告の住所（注3）が日本国内にあるとき
- ② 当該訴えに係る身分関係の当事者双方が日本の国籍を有して〔おり、かつ、当該訴えに係る身分関係の当事者である原告の住所が日本国内に〕あるとき（注4）
- ③ 当該訴えに係る身分関係の当事者双方の最後の共通の住所が日本国内にあり、かつ、当該訴えに係る身分関係の当事者である原告の住所が日本国内にあるとき
- ④ 原告の住所が日本国内にあるときであって、当該訴えに係る身分関係の当事者である被告の住所がある国の裁判所に訴えを提起することが著しく困難であるとき

【乙案】 裁判所は、離縁を目的とする訴えについて、次のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。

- ① 当該訴えに係る身分関係の当事者の一方の住所が日本国内にあるとき（注5）
- ② 当該訴えに係る身分関係の当事者双方が日本の国籍を有するとき
- ③ 当該訴えに係る身分関係の当事者でない原告の住所が日本国内にあるときであって、当該訴えに係る身分関係の当事者の住所がある国の裁判所に訴えを提起することが著しく困難であるとき

（注1）単位事件類型としての「離縁を目的とする訴え」とは、離縁の訴えをいい（人事訴訟法第2条第3号参照。なお、後記(4)「特別養子縁組の離縁を目的とする審判事件」及び後記(5)「死後離縁を目的とする審判事件」は含まない。）、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

（注2）【甲案】においては、後記第2の4の一般的な緊急管轄の在り方との関係も踏まえ、④のように、いわゆる緊急管轄に類する規律を設けるか否か及び設けた場合の規律の在り方（被告が行方不明の場合を例示するか否かなど）につき、引き続き検討する。

また、【甲案】においては、後記第2の1で合意管轄又は応訴管轄に関する一般的な規律は設けないとされていることも踏まえ、合意管轄又は応訴管轄に類する規律を設けるか否か及び設けた場合の規律の在り方につき、引き続き検討する。

（注3）【甲案】①については、当該訴えに係る身分関係の当事者である被告の住所

が国内外のどこにも存在しない又は不明である場合、被告の居所を管轄原因に付加することにつき、引き続き検討する。

(注4)【甲案】②については、当該訴えに係る身分関係の当事者である原告の住所が日本国内にあることを要するか否かについては、引き続き検討する。

(注5)【乙案】①については、原告が日本に住所を有していることによる管轄原因に関し、その期間が一定期間以上である場合に限定するか否かにつき、引き続き検討する。

ア 身分関係の当事者である原告の住所が日本国内にあることのみをもって日本の裁判所の管轄権を肯定することの適否（【甲案】と【乙案】）

【甲案に賛成】裁判所ほか

- ・ 1(1)と同様である。(裁判所ほか)
- ・ 離縁を目的とする訴えについては、婚姻・離婚に関する訴えと同様の規律とすべきである。(個人)

【乙案に賛成】大阪弁

- ・ 離縁を目的とする訴えは、婚姻・離婚に関する訴えのうち離婚の訴えに類似している上、離婚の訴えとは異なり、離縁を目的とする訴えにおいては財産分与がない。身分関係の確定の必要性をより重視して、原告の住所地に管轄を認めるべきである。(大阪弁)

【その他の意見】

- ・ 現時点で、【甲案】及び【乙案】についての賛否は述べない。(日弁連)

イ 緊急管轄に類する規律に係る規定（【甲案】④及び【乙案】③）の要否及び規定の内容（注2）

【賛成】裁判所

- ・ 1(3)と同様である。(裁判所)

【反対】なし

【その他の意見】

- ・ 1(3)と同様である。(日弁連)

ウ 【甲案】において合意管轄又は応訴管轄に類する規律を認めることの適否（注2）

【賛成】日弁連

- ・ 1(4)と同様である。(日弁連)

【反対】裁判所

- ・ 1(4)と同様である。(裁判所)

エ 【甲案】①について身分関係の当事者である被告の居所を管轄原因とすることの適否（注3）

【賛成】裁判所（ただし，反対する意見あり）ほか

- ・ 1(5)と同様である。（裁判所ほか）

【反対】なし

オ 【甲案】②について身分関係の当事者である原告の住所が日本国内にあることを要求することの適否（注4）

【賛成】裁判所（ただし，反対する意見あり）

- ・ 1(6)と同様である。（裁判所）

【反対】日弁連，成蹊大学，広島大学

- ・ 1(6)と同様である。（日弁連，成蹊大学，広島大学）

カ 【乙案】①において，身分関係の当事者である原告の住所地を管轄原因とするに当たり，居住期間等の限定を加えることの適否（注5）

【賛成】日弁連，大阪弁

- ・ 原告の住所を管轄原因とするときは，1(7)と同様に，その居住期間を1年以上とすべきである。（日弁連，大阪弁）

【反対】なし

キ その他の意見

- ・ 【甲案】③につき，1(8)と同様に，身分関係の当事者である原告の住所が日本国内にあることを必要とすることに賛成である。（裁判所）
- ・ 【甲案】③につき，1(8)と同様に，原告の住所が日本国内にあることを必要とすることに反対である。（日弁連）
- ・ 【甲案】②につき，「当該訴えに係る身分関係の当事者双方が日本の国籍を有しており，かつ，被告が訴え提起より3か月前までに日本の裁判所の管轄権を認めることに書面で同意しているとき」とし，【甲案】③につき，「当該訴えに係る身分関係の当事者双方の最後の住所が日本国内にあり，かつ，被告が訴え提起より3か月前までに日本の裁判所の管轄権を認めることに書面で同意しているとき」とすべきである。（個人）

(4) 特別養子縁組の離縁を目的とする審判事件

【甲案】 裁判所は，特別養子縁組の離縁を目的とする審判事件（注1）に

ついて、次のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。

(注2)

- ① 当該申立てに係る身分関係の当事者（申立人を除く。）の住所（注3）が日本国内にあるとき
- ② 当該申立てに係る身分関係の当事者双方が日本の国籍を有して〔おり、かつ、当該申立てに係る身分関係の当事者である申立人（注4）の住所が日本国内に〕あるとき（注5）
- ③ 当該申立てに係る身分関係の当事者双方の最後の共通の住所が日本国内にあり、かつ、当該申立てに係る身分関係の当事者である申立人の住所が日本国内にあるとき
- ④ 申立人の住所が日本国内にあるときであって、当該申立てに係る身分関係の当事者（申立人を除く。）の住所がある国の裁判所に申立てをすることが著しく困難であるとき

【乙案】 裁判所は、特別養子縁組の離縁を目的とする審判事件について、次のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。

- ① 当該申立てに係る身分関係の当事者の一方の住所が日本国内にあるとき（注6）
- ② 当該申立てに係る身分関係の当事者双方が日本の国籍を有するとき
- ③ 当該申立てに係る身分関係の当事者でない申立人の住所が日本国内にあるときであって、当該申立てに係る身分関係の当事者の住所がある国の裁判所に申立てをすることが著しく困難であるとき

(注1) 「特別養子縁組の離縁を目的とする審判事件」とは、特別養子縁組の離縁の審判事件（家事事件手続法別表第一の64の項）をいい、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

(注2) 【甲案】においては、後記第2の4の一般的な緊急管轄の在り方との関係も踏まえ、④のように、いわゆる緊急管轄に類する規律を設けるか否か及び設けた場合の規律の在り方（当該申立てに係る身分関係の当事者（申立人を除く。）が行方不明の場合を例示するか否かなど）につき、引き続き検討する。

(注3) 【甲案】①については、当該申立てに係る身分関係の当事者（申立人を除く。）の住所が国内外のどこにも存在しない又は不明である場合、それらの者の居所を管轄原因に付加することにつき、引き続き検討する。

(注4) 日本法では、養子のみがこれに当たる。

(注5) 【甲案】②について、当該訴えに係る身分関係の当事者である申立人の住所が日本国内にあることを要するか否かについては、引き続き検討する。

(注6)【乙案】①については、申立人が日本に住所を有していることによる管轄原因に関し、その期間が一定期間以上である場合に限定するか否かにつき、引き続き検討する。

ア 身分関係の当事者である申立人の住所が日本国内にあることのみをもって日本の裁判所の管轄権を肯定することの適否（【甲案】と【乙案】）

【甲案に賛成】裁判所ほか

- ・ 1(1)と同様である。(裁判所ほか)

【乙案に賛成】なし

【その他の意見】

- ・ 現時点で、【甲案】及び【乙案】についての賛否は述べない。(日弁連)
- ・ 仮に特別養子縁組の離縁を目的とする審判事件を離縁を目的とする訴えと分けて規律するのであれば、【乙案】に賛成する。(大阪弁)
- ・ 特別養子縁組の離縁は、とくに子の利益を保護する必要があるから、親権者の指定と同様に子の住所を原則的な管轄原因とし、養子が申立人となる場合に限り、養親の住所を管轄原因とすべきである。(個人)

イ 緊急管轄に類する規律に係る規定（【甲案】④及び【乙案】③）の要否及び規定の内容（注2）

【賛成】裁判所

- ・ 1(3)と同様である。(裁判所)

【反対】なし

ウ 【甲案】①について身分関係の当事者（申立人を除く。）の居所を管轄原因とすることの適否（注3）

【賛成】裁判所（ただし、反対する意見あり）

- ・ 1(5)と同様である。(裁判所)

【反対】なし

エ 【甲案】②について身分関係の当事者である申立人の住所が日本国内にあることを要求することの適否（注5）

【賛成】裁判所（ただし、反対する意見あり）

- ・ 1(6)と同様である。(裁判所)

【反対】日弁連，成蹊大学，広島大学

- ・ 1(6)と同様である。(日弁連，成蹊大学，広島大学)

オ 【乙案】①において、身分関係の当事者である申立人の住所地を管轄原因とするに当たり、居住期間等の限定を加えることの適否（注6）

【賛成】日弁連，大阪弁

- ・ 申立人の住所を管轄原因とするときは，1(7)と同様に，その居住期間を1年以上とすべきである。（日弁連，大阪弁）

【反対】なし

カ その他の意見

- ・ 諸外国の法制によっては，養子縁組と特別養子縁組のいずれと考えるか困難な制度もあり得ることを考慮し，離縁を目的とする訴えと特別養子縁組の離縁を目的とする審判とを同一の単位事件類型とすべきであるとする意見があった。（裁判所）
- ・ 普通養子と特別養子の区別は日本の民法を前提としたものであり，外国の法制度がこれに対応しているとは限らない。そのため，普通養子の離縁を目的とする訴えの国際裁判管轄と特別養子の離縁を目的とする審判の国際裁判管轄とは，同一の規律とすべきである。（日弁連，大阪弁）
- ・ 1(4)と同様に，合意管轄又は応訴管轄に類する規律を認めるべきである。（日弁連）
- ・ 【甲案】③につき，1(8)と同様に，申立人の住所が日本国内にあることを必要とすべきではない。（日弁連）
- ・ 家事事件手続法は，普通養子縁組と異なり，子の利益を保護する必要性から，特別養子の離縁を非訟事件とする。そのため，特別養子縁組の離縁を訴訟事件と同様に扱うべきではない。（個人）
- ・ 【甲案】②につき，「当該訴えに係る身分関係の当事者双方が日本の国籍を有しており，かつ，被告が訴え提起より3か月前までに日本の裁判所の管轄権を認めることを書面で同意しているとき」とし，【甲案】③につき，「当該訴えに係る身分関係の当事者双方の最後の住所が日本国内にあり，かつ，被告が訴え提起より3か月前までに日本の裁判所の管轄権を認めることを書面で同意しているとき」とすべきである。（個人）

(5) 死後離縁を目的とする審判事件

裁判所は，死後離縁を目的とする審判事件（注）について，当該身分関係の当事者である申立人の住所が日本国内にあるとき又は縁組の当事者の一方が死亡の時に日本国内に住所を有していたときは，管轄権を有するものとする。

(注) 「死後離縁を目的とする審判事件」とは、死後離縁をするについての許可の審判事件(家事事件手続法別表第一の62の項)をいい、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

【賛成】日弁連, 大阪弁, 成蹊大学ほか

- ・ 死後離縁については、相手方の死亡時の住所地のほか申立人の住所地の管轄を認めるのが合理的である。(日弁連)
- ・ 死後離縁の適否については、申立人の住所地において最も適切に判断することができるほか、死亡した当事者の一方の住所地においてもその判断に必要な資料を収集し得る場合がある。(大阪弁)
- ・ 死後離縁の許可は、生存当事者からの道義に反する離縁を防止するためであるから、生存当事者の住所地又は死亡した当事者の最後の住所地の管轄を認めるべきである。(個人)

【反対】なし

6 子の監護又は親権に関する審判事件の国際裁判管轄

裁判所は、子の監護又は親権に関する審判事件(ただし、子の監護に要する費用の分担に関する処分の審判事件を除く。)(注1)について、子の住所が日本国内にあるときは、管轄権を有するものとする。(注2)

(注1) 単位事件類型としての「子の監護又は親権に関する審判事件」とは、①子の監護に関する処分の審判事件(家事事件手続法別表第二の3の項)、②養子の離縁後に親権者となるべき者の指定の審判事件(同法別表第二の7の項)、③親権者の指定又は変更の審判事件(同法別表第二の8の項)、④親権を行う父又は母とその子との利益が相反する場合における子に関する特別代理人の選任の審判事件(同法別表第一の65の項)、⑤第三者が子に与えた財産の管理に関する処分の審判事件(同法別表第一の66の項。なお、後記7において【甲案】を採用する場合は、この単位事件類型からは除外される。)、⑥親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判事件(同法別表第一の67の項)、⑦親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判の取消しの審判事件(同法別表第一の68の項)、⑧親権又は管理権を辞し、又は回復するについての許可の審判事件(同法別表第一の69の項)、⑨親権を行う者につき破産手続が開始された場合における管理権喪失の審判事件(同法別表第一の132の項。後記16(6)参照)をいい(子の監護に要する費用の分担に関する処分の審判事件については、扶養関係事件として規律を設けることを想定している。)、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

(注2) 子の監護又は親権に関する審判事件については、同事件について管轄権を有する国において審判がされている場合において、将来、子が外国に行くことが予定されているときに、あらかじめ当該外国においても同内容の審判を得るためにされる申立てについて合意管轄を認めるべきか否かについては、引き続き検討する。

(1) 試案について

【賛成】 日弁連、大阪弁、成蹊大学、立命館大学（ただし、少数意見あり）ほか

- ・ 子の監護又は親権に関する審判事件について、子の住所を管轄原因とすることは適切である。（日弁連）
- ・ 子の監護又は親権に関する審判事件は、裁判所が子の福祉を考慮して後見的立場から迅速に判断する必要があるから、子の住所を管轄原因とすることは適切である。①親による日本からの子の連れ去り及び日本への連れ込みが生じた場合及び、②子の住所が日本国外にある場合に日本の裁判所に管轄を認めるべきときについて、管轄の有無を一律に決することは不適切であるから、特別の規律は要しない。（大阪弁）
- ・ 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約との整合性を考えると、子の住所ではなく常居所を管轄原因とするのもよいのではないかとの意見もあったが、条約の適用事案にあわせる必要はなく、日本の国際裁判管轄法制にあわせるべきであるとの意見が多数であった。（立命館大学）
- ・ 子の住所地国では離婚を禁止しているために離婚後の親権を定める裁判をすることができないというような事態も考えられるが、そのような場合には緊急管轄で対応すれば良い。（個人）

【反対】 なし

【その他の意見】

- ・ 「住所」を管轄原因とすることは妥当であると考えますが、ハーグ国際私法会議の条約では管轄原因として「常居所」を掲げていることに留意すべきである。（広島大学）

(2) 合意管轄又は応訴管轄に類する規律を認めることの適否（注2）

【賛成】 日弁連

- ・ 子の住所や居所の変更が予定されている場合においては、住所や居所の変更後についても争いを未然に防止するための裁判等が求められることがあるほか、子の住所地で裁判を行うことが困難な場合もあるため、柔軟に子の福祉に関する判断ができるようにすべきである。また、(注2)における「管轄権を有する国において審判がされている場合」については、裁判外の調停等、

何らかの交渉が行われていれば十分であることを内容とすべきである。(日弁連)

【反対】裁判所（ただし、賛成する意見あり）

- ・ 試案の補足説明（第1の6(1)イ）に記載してあるような必要性があるとは考えられない。住所地や居所が日本にない子の監護に関する事項について日本の裁判所が適切な事実の調査を行うのは困難である。(裁判所)

(3) その他の点についての意見

- ・ 規定に盛り込むか否かは別として、子の監護に関しては、子の保護のために暫定的に早急の判断をする必要がある場合が考えられるため、裁判所が暫定的な例外的緊急措置をすることができる应考虑すべきである。(日弁連)
- ・ 子の財産が日本国内に所在する場合には子の財産についてのみ親権者指定の管轄を日本に認めるという考えについても検討してはどうかとの意見もあった。この点については、併合管轄で対処できる可能性も残る。(立命館大学)
- ・ 嫡出否認の訴えの特別代理人の選任の審判事件は、当該訴えと不可分の関係にあるから、当該訴えの管轄が日本の裁判所に認められる場合には特別代理人の選任の審判事件についても管轄が認められる旨の明文の規定を置くべきである。(個人)
- ・ 父が完全に養育を放棄し、親権者として適格性を欠くことが明らかであったうえ、子の住所地国においては父母の協議離婚が承認されず、国際的に不統一な婚姻関係にあった事案において、離婚後の親権者指定事件において相手方の住所地管轄を原則とする旨を述べた下級審判例があるが、このように特殊なケースでは、緊急管轄（試案第2の4）の規律に委ねるべきである。(個人)

7 第三者が子に与えた財産の管理に関する処分の審判事件の国際裁判管轄

【甲案】 裁判所は、第三者が子に与えた財産の管理に関する処分の審判事件（注1）について、当該子の住所又は管理の対象となる財産が日本国内にあるときは、管轄権を有するものとする。

【乙案】 特に規律を設けないものとする（注2）。

（注1）単位事件類型としての「第三者が子に与えた財産の管理に関する処分の審判事件」とは、第三者が親権を行う父又は母に管理させない意思を表示して子に財産を与えた場合におけるその財産の管理に関する処分の審判事件（家事事件手続法別表第一

の 66 の項) をいい、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

(注2) 【乙案】を採用する場合、第三者が子に与えた財産の管理に関する処分の審判事件は、前記6に含まれることとなる(前記6(注1)⑤参照)。

【甲案に賛成】大阪弁

- ・ 日本国内に所在する財産の管理が必要な場合は、当該子が日本国内に居住していない場合であっても、日本の裁判所が管理人の選任に適した裁判所である。(大阪弁)

【乙案に賛成】裁判所(ただし、【甲案】に賛成する意見あり)、日弁連ほか

- ・ 子の監護又は親権に関する審判事件の国際裁判管轄に含まれると解することで足り、財産所在地を管轄原因とする必要はない。(裁判所)
- ・ 極めて稀な事態であるから、先例の集積を待って必要な規律を定めるべきである。(日弁連)
- ・ 子の住所が日本国内にない場合に日本の裁判所に管轄権を認めるべき場合は極めて稀である。(個人)

8 都道府県の措置についての承認等の審判事件の国際裁判管轄(注)

特に規律を設けないものとする。

(注) 単位事件類型としての「都道府県の措置についての承認等の審判事件」とは、都道府県が児童に対する虐待等がある場合にその児童を児童自立支援施設等に入所させたりすることに関する①都道府県の措置についての承認の審判事件(家事事件手続法別表第一の127の項)、②都道府県の措置の期間の更新についての承認の審判事件(同法別表第一の128の項)をいう。

【賛成】日弁連、大阪弁、成蹊大学

- ・ 都道府県の措置についての承認等の審判事件は行政的な措置についての審判に関するものであって、私的事件とは管轄の考え方が異なるというべきであるから、あえて明文の規定を設けることは不適切である。(日弁連)
- ・ 現在、都道府県の措置については、問題なく運用されており、特に規律を設ける必要はない。(大阪弁)

【反対】個人

- ・ 日本の児童福祉法による要保護児童の保護措置に関する事件であるから、日本の裁判所の専属管轄に属することを明文で規律すべきである。(個人)

9 扶養関係事件の国際裁判管轄

裁判所は、夫婦、親子その他の親族関係から生ずる扶養の義務に関する審判事件（ただし、子の監護に要する費用の分担の処分の審判事件を含む。）（注）について、次のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。

- ① 扶養義務者となるべき者（申立人となる場合を除く。）の住所が日本国内にあるとき
- ② 扶養権利者となるべき者（子の監護に要する費用の分担の処分の審判事件の場合にあってはその子を監護する者又はその子）の住所が日本国内にあるとき

（注）単位事件類型としての「夫婦、親子その他の親族関係から生ずる扶養の義務に関する審判事件（ただし、子の監護に要する費用の分担の処分の審判事件を含む。）」

（扶養義務の準拠法に関する法律第1条参照）とは、①扶養義務の設定（家事事件手続法別表第一の84の項）、②扶養義務の設定の取消し（同法別表第一の85の項）、③扶養の順位の設定及びその決定の変更又は取消し（同法別表第二の9の項）、④扶養の程度又は方法についての決定及びその決定の変更又は取消し（同法別表第二の10の項）、⑤夫婦間の協力扶助に関する処分（同法別表第二の1の項）、⑥婚姻費用の分担に関する処分（同法別表第二の2の項）、⑦子の監護に要する費用の分担の処分（同法別表第二の3の項）の各審判事件をいい（なお、生活保護法第77条第2項に基づく扶養義務者の負担すべき費用額の確定の審判事件（家事事件手続法別表第二の16の項）は、含まない。）、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

【賛成】日弁連、大阪弁、成蹊大学ほか

- ・ 扶養権利者にとって便利な地において審判を求めることができるようにすることが社会的な要請である。（日弁連）
- ・ 子の監護に要する費用の分担の処分の審判事件について、子の住所を管轄原因とするほか、子の住所が日本国内になくても監護者の住所が日本国内にあればよいこととなるため、子の保護に資する。（大阪弁）
- ・ 傍系血族間での扶養請求などの場合には扶養権利者の住所地管轄を認めることが相手方にとって酷なこともありうるが、そのような場合には特別の事情による訴えの却下により対処すれば足りる。（個人）

【反対】なし

【その他の意見】

- ①扶養義務者が申立人となる場合に扶養義務者の住所が管轄原因とならないことを明文で規定すべきである。②子の監護に要する費用の分担の処分を目的とする事件については、現に監護者が子を監護している場合を想定しているから、申立人の住所と別に子の住所を管轄原因とする必要はない。③生活保護法第77条第2項に基づく扶養義務者の負担すべき費用額の確定の審判事件は、日本の裁判所の専属管轄に属することを明文で規定すべきである。そのほかの点は概ね試案に賛成する。(個人)

10 相続に係る審判事件の国際裁判管轄

① 裁判所は、相続に係る審判事件（注1）（注2）について、相続開始の時点における被相続人の住所が日本国内にあるとき、住所がない場合又は住所が知れない場合にはその居所が日本国内にあるとき、居所がない場合又は居所が知れない場合には日本国内に最後に住所を有していたとき（ただし、被相続人の死亡前に申立てをすることができる事件にあっては、被相続人の死亡後に申立てをする場合（注3）を除き、被相続人の住所が日本国内にあるとき、住所がない場合又は住所が知れない場合にはその居所が日本国内にあるとき、居所がない場合又は居所が知れない場合には申立て前に日本国内に住所を有していたとき（日本国内に最後に住所を有していた後に外国に住所を有していたときを除く。）。）は、管轄権を有するものとする。

②（注4）

【甲案】

【甲A案】

裁判所は、相続に係る審判事件について、遺産に含まれる財産が日本国内にあるときは、管轄権を有するものとする。ただし、当該日本国内にある財産の価額が著しく低いときを除くものとする（注5）。

【甲B案】

裁判所は、相続財産の保存又は管理に関する処分、財産分離、相続人の不存在の場合における相続財産の管理に関する処分及び遺言執行者の選任の各審判事件について（注6）、遺産に含まれる財産が日本国内にあるときは、管轄権を有するものとする。（注7）

【乙案】

相続に係る審判事件について、遺産に含まれる財産の所在地に基づく国際裁判管轄に係る特段の規律は設けないものとする。

- ③ 当事者は、遺産の分割に関する審判事件（注8）について、合意により、日本の裁判所に遺産の分割に関する審判の申立てをすることができることを定めることができるものとする。（注9）
- ④ 裁判所は、①及び②の規律にかかわらず、推定相続人の廃除の審判又は取消しの審判の確定前の遺産の管理に関する処分の審判事件（注10）について、推定相続人の廃除の審判事件又はその取消しの審判事件が日本の裁判所に係属しているときに限り、管轄権を有するものとする。

（注1）「相続に係る審判事件」とは、相続の承認及び放棄に関する審判事件（相続の承認又は放棄をすべき期間の伸長、相続財産の保存又は管理に関する処分、限定承認又は相続の放棄の取消しの申述の受理、限定承認の申述の受理、限定承認の場合における鑑定人の選任、限定承認を受理した場合における相続財産の管理人の選任及び相続の放棄の申述の受理）、遺産の分割に関する審判事件（遺産の分割、遺産の分割の禁止及び寄与分を定める処分）等（家事事件手続法別表第一の86の項から110の項まで及び133の項並びに同法別表第二の11の項から14の項まで）をいい、外国法において上記各事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

（注2）例えば④のように、相続に関する審判事件のうち特定の種類の事件について①の規律の対象から除外することについては、引き続き検討する。（注10）を参照のこと。

（注3）㉑推定相続人の廃除の審判事件（家事事件手続法別表第一の86の項。被相続人が請求する場合（民法第892条）と遺言が効力を生じた後に遺言執行者が請求する場合（民法第893条）とがある。）、㉒推定相続人の廃除の審判の取消しの審判事件（家事事件手続法別表第一の87の項。被相続人が請求する場合（民法第894条第1項）と遺言が効力を生じた後に遺言執行者が請求する場合（民法第894条第2項、第893条）とがある。）、㉓遺言の確認の審判事件（家事事件手続法別表第一の102の項。）及び㉔遺留分の放棄についての許可の審判事件（同法別表第一の110の項。相続の開始前の申立てに限られる（民法第1043条第1項参照。））は、いずれも、「被相続人の死亡前に申立てをすることができる事件」に当たる。したがって、「被相続人の死亡前に申立てをすることができる事件」を「被相続人の死亡後に申立てをする場合」としては、㉑推定相続人の廃除の審判事件について遺言が効力を生じた後に遺言執行者が申立てをする場合、㉒推定相続人の廃除の審判の取消しの審判事件について遺言が効力を生じた後に遺言執行者が申立てをする場合及び㉓遺言の確認の審判事件について被相続人の死亡後に申立てがされる場合を挙げることができる。

（注4）②については、相続に係る審判事件に含まれる事件のうち特定のものの国

際裁判管轄に係る【甲B案】のような規律のほか、例えば、相続に係る審判事件のうち、遺産に含まれる財産の管理を内容とする特定の事件類型については、裁判所は遺産に含まれる財産が一定程度、日本国内に所在するときは管轄権を有するものとするなどの明文の規律を設けるものとしつつ、他の事件類型については、明文の規律を設けないものとするなど、【甲A案】、【甲B案】を組み合わせた規律とすることも、引き続き検討する。

(注5) ただし書については、日本の裁判所に管轄権が認められる場合を限定するため、事件と日本との間に管轄が認められるべき密接関連性があるということができるだけ財産が日本国内にあるときに限るものとするなど、その要件の在り方について、引き続き検討する。

(注6) 【甲B案】においては、その審判により又はその審判に続き、遺産に含まれる財産の管理や当該財産に係る鑑定人の選任等、当該財産の管理がされることが想定される事件類型を列挙しているが、列挙する事件の過不足については、引き続き検討する。

(注7) 【甲B案】は、当該規律により日本の裁判所に管轄権が認められ、申立ての全部又は一部を認容する審判がされた場合における当該審判について、その効力が日本国内にある財産に限られるか否かは、解釈に委ねることを前提としているが、この点については引き続き検討する。

(注8) 遺産の分割に関する審判事件とは、遺産の分割、遺産の分割の禁止及び寄与分を定める処分の各審判事件をいい（家事事件手続法別表第二の12の項から14の項まで）、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

(注9) 遺産の分割に関する審判事件について合意による管轄を認めるものとする場合、合意の主体、方式等の要件及び付加的要件の要否については、引き続き検討する。

(注10) 推定相続人の廃除の審判又は取消しの審判の確定前の遺産の管理に関する処分の審判事件とは、家事事件手続法別表第一の88の項の事項についての審判事件をいい、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。具体的には、試案によると、被相続人が、その住所地である日本において推定相続人の廃除の審判の申立てをしたが、同審判事件の係属中に住所を外国へ変更し、外国で死亡した場合は、日本においてのみ、推定相続人の廃除の審判の確定前の遺産の管理に関する処分の審判をすることができる。

(10 についての後注) 相続に係る審判事件については、これに含まれる特定の種類の事件の国際裁判管轄につき、④のように、その事件については①及び②の規律の適用を

排除し、別途、固有の管轄原因を認める規律ではなく、①及び②の規律の適用に加え、その事件に固有の管轄原因を付加して認めるものとする規律を設けることも考えられる。そのような規律の要否及び設ける場合の具体的内容につき、引き続き検討する（例えば、相続の放棄の申述の受理の審判事件（家事事件手続法別表第一の95の項。外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。）について、裁判所は相続人の住所地が日本国内にあるときも管轄権を有するものとする規律などを設けるべきか否か。）。

(1) 被相続人の住所地等を管轄原因とすることの適否（①関係）

【賛成】日弁連、大阪弁ほか

- ・ 相続に係る審判事件に関しては、被相続人が死亡時に住所・居所を有していた地に利害関係人や関係書類が存在するのが通常である。（日弁連）
- ・ 相続に係る審判事件については、国内に被相続人の住所等がある場合、関係者や財産が日本国内に所在することが多く、管轄権を認めることで事件の適切な処理を期待することができる。（大阪弁）
- ・ ただし、①被相続人の死亡前及び死亡後の両方に申立てをすることができる事件（推定相続人の廃除の審判事件、推定相続人の廃除の審判の取消しの審判事件及び遺言の確認の審判事件）、②死亡後にのみ申立てをすることができる事件（相続の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判事件、遺産の分割に関する審判事件、相続の承認及び放棄に関する審判事件、財産分離の審判事件、相続人の不存在の場合における相続財産の管理に関する処分の審判事件及び遺留分を算定する場合における鑑定人の選任の審判事件）並びに③死亡前にのみ申立てをすることができる事件（遺留分の放棄についての許可の審判事件）を規定上明確に示すべきである。（個人）

【反対】なし

(2) 遺産に含まれる財産の所在地を管轄原因とすること（②関係）

ア 規定を設けることの適否（【甲案】又は【乙案】関係）

【甲案に賛成】日弁連、大阪弁ほか

- ・ 従前は、遺産に含まれる財産の所在地に一般的管轄があるものと解釈されているから、【乙案】のように特段の規律を設けないものとする場合、上記解釈に変更がないのであれば【甲A案】と同じ結果となる。しかし、【甲A案】のただし書に相当する明文の規律がなく過剰管轄となるため、【乙案】を支持することはできない。（個人）

【乙案に賛成】裁判所（ただし、【甲案】に賛成する意見あり）

- ・ 財産所在地管轄を認める必要性に疑問がある。なお、仮に、財産所在地管轄を認める具体的な規律を設ける場合には、「その財産の価額が著しく低い場合を除く。」という付加的要件を設けることが必須である。(裁判所)

イ 【甲案】を採用する場合の具体的な規律の在り方（【甲A案】、【甲B案】及び（注4）から（注7）まで関係）

【甲A案に賛成】日弁連（ただし、相続放棄の申述及び相続放棄の取消しの申述の受理の審判事件については後記(6)の意見参照）ほか

- ・ 国際的な財産保有形態が多様化した現代社会においては、【甲A案】が望ましい。(日弁連)
- ・ 当事者の衡平や適正かつ迅速な裁判の実現等の理念、当事者の予見可能性等の観点からすると、【甲A案】の本文は、当事者が容易に判断することができ、また、【甲A案】のただし書は、既に民事訴訟法に同様の規定があることや、「著しく低いとき」と限定していることから、相続人等にとって不利益は少ない。これに対し、【甲B案】のように事件類型を列挙して管轄を認める場合、従前蓄積されてきた裁判例や学説と異なった解釈がされる懸念がある。(個人)

【甲B案に賛成】大阪弁ほか

- ・ 相続に係る審判事件については、原則として被相続人の住所地等のある場合に管轄権を認めれば、世界のどこにも管轄権がないという事態は回避することができ、例外的に外国の法制では日本に所在する財産についての処理ができない場合、日本に管轄権を認めれば、必要かつ十分であるから、日本に財産が所在する場合の管轄権を認めるのは限定的であることが望ましいし、そうであれば、相続統一主義に反するものではない。ただし、【甲B案】における「相続人の不存在の場合」は、民法第951条及び第952条と平仄を合わせ「相続人のあることが明らかでない場合」にすべきである。【甲A案】では、複数の国において管轄権が認められる可能性があり、国際的に調整する制度がない現状においては、国際相続処理について混乱を助長することになりかねない。また、「財産の価額が著しく低いとき」（ただし書）という基準は、民事訴訟法第3条の3の場面とは事情が異なり、運用次第では、属人的・相対的な基準となる可能性がある等、判断が困難となることも想定される。(大阪弁)
- ・ 相続に係る審判事件は多種多様なので、財産所在地管轄を認めるかどうかは事件の性質に合わせて決定すべきである。(個人)
- ・ 被相続人の住所地管轄は相続全体に関する一般管轄、財産所在地管轄は当該財産のみに関する特別管轄であり、推定相続人の廃除の審判事件、推定相

続人の廃除の審判の取消しの審判事件，相続の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判事件，遺産の分割に関する審判事件，相続の承認及び放棄に関する審判事件，財産分離の審判事件，相続人の不存在の場合における相続財産の管理に関する処分の審判事件，遺言に関する審判事件，慰留分を算定する場合における鑑定人の選任の審判事件並びに遺留分の放棄についての許可の審判事件については，被相続人の住所地管轄により日本に管轄が認められないときであっても，被相続人の財産が日本にあるときはその財産についてのみ（相続の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判事件にあつては，相続の場合における祭具等が日本にあるときはその祭具等についてのみ）管轄権を認めるべきである（このような一般管轄と特別管轄の区別は，失踪宣告に関する通則法第6条においても採用されており，外国において同一の相続事件に関する裁判が係属する場合に違いが生じる。）。(個人)

(3) 遺産の分割に関する審判事件の国際裁判管轄（③関係）

ア 合意による管轄を認めることの是非

【賛成】日弁連，大阪弁

- ・ ①及び②の基本的な管轄規律しかない場合，遺産の範囲の確定訴訟など遺産分割の前提問題が固有必要的共同訴訟として日本の裁判管轄が認められるにもかかわらず，その後の本案たる遺産分割審判事件については日本の裁判管轄がないという場面も想定し得るところ，そのような場面について合意管轄を認める必要がある。(日弁連)
- ・ 遺産の分割は財産に関する紛争であり，その財産の処分だけではなく，裁判所の選択も含めて，当事者に権限が認められるべきである。(大阪弁)

【反対】個人

- ・ 被相続人の住所地管轄又は財産所在地管轄が認められない場合に合意管轄を認める必要性に疑問がある。他の審判事件とのバランスも欠く上，財産関係事件と同様の発想を持ち込むことに根本的な疑問がある。(個人)

【その他の意見】

- ・ 合意管轄の必要性は否定することができないが，特段の意見はない。(裁判所)

イ 合意による管轄を認めることとする場合の，合意の主体，方式等の要件及び付加的要件の要否（(注9)関係）

【意見】裁判所（相続人全員の書面による合意が必要），大阪弁（書面による合意が必要）

- ・ 相続人全員の書面による合意により合意管轄を認める余地はある。その場合には、申立人の住所が日本国内にあることを付加的要件とするのが相当であるとの意見、相続人全員が裁判所に対し送達場所の届出をすることとするのが相当との意見がある。(裁判所)
- ・ 民事訴訟法第3条の7において管轄の合意には書面によることが要求されていることや、管轄の合意が書面なしに認められると、遺産の分割という関係者の感情的対立が予想される場面においてかえって無用な紛争を招来することにもなりかねないことから、書面による合意を要件として明記すべきである。(大阪弁)

(4) 推定相続人の廃除の審判又は取消しの審判の確定前の遺産の管理に関する処分の審判事件の国際裁判管轄 (④関係)

【賛成】大阪弁

- ・ 推定相続人の廃除の審判又はその取消しの審判の確定前の遺産の管理に関する処分の審判事件の国内土地管轄は、推定相続人の廃除の審判事件又は推定相続人の廃除の審判の取消しの審判事件が係属している場合は、その係属裁判所とされている(家事事件手続法第189条第1項)。その趣旨は、国際裁判管轄においても妥当する。(大阪弁)

【反対】なし

【その他の意見】

- ・ 推定相続人の廃除の審判又は取消しの審判の確定前の遺産の管理に関する処分は、審判前の仮処分であるから、推定相続人の廃除の審判事件又は推定相続人の廃除の審判の取消しの審判事件が係属している場合のほかに、本案が係属する前(すなわち、これらの審判事件を日本の裁判所に申し立てることができる)にも管轄を認めるべきである。(個人)

(5) 相続に関する審判事件のうち特定の種類の事件について、その事件については①及び②の規律の適用を排除し、別途、固有の管轄原因を認める規律を設けることの是非 ((注2) 関係, (10) についての後注) 参照)

【賛成】個人

- ・ ①遺産の分割の審判事件が係属している場合における寄与分を定める処分の審判事件, ②限定承認の場合における鑑定人の選任の審判事件, ③財産分離の請求後の相続財産の管理に関する処分の審判事件, ④財産分離の場合における鑑定人の選任の審判事件及び⑤相続人の不存在の場合における鑑定人の選任の審判事件は、事件の性質上、本案事件が日本の裁判所に係属してい

るか又は日本の裁判所が本案事件の審判をした場合にのみ、日本の国際的裁判管轄を認める旨の規定を設けるべきである。(個人)

【反対】 なし

(6) 相続に係る審判事件に含まれる特定の類型の事件の国際裁判管轄につき、試案第1の10①及び②の規律の適用に加え、その事件に固有の管轄原因を付加して認めることの是非（(10)についての後注）関係）

【賛成】 日弁連（相続放棄の申述及び相続放棄の取消しの申述の受理の審判事件について）、個人（遺言に関する審判事件について）

- ・ 相続放棄の申述の受理の審判事件については、被相続人が外国に居住する場合の日本に所在する相続人の保護のため、相続人の住所地における管轄を認めるべきである。相続放棄の取消しの申述の受理の審判事件についても、例えば、外国居住の被相続人が亡くなり、相続人の1人からの詐言により日本国内に居住する他の相続人が日本の裁判所で相続放棄の申述をした場合の取消しの申述が考えられ、同様である。(日弁連)
- ・ 遺言事件の国際的裁判管轄については、遺言者の住所地管轄だけでなく、広く、遺言の行為地及び遺言書の発見地の管轄も認めるべきであるし、遺言が相続、遺贈、認知等様々な法律関係に関連することから、特別管轄として、被相続人の財産の所在地が日本にあるときはその財産についてのみ、遺言に係る法律関係がその法律関係の性質、当事者の住所その他の事情に照らして日本に関係があるときはその法律関係についてのみ（なお、通則法第6条第2項参照。）、日本の裁判所の管轄権を認めるべきである。(個人)

【反対】 裁判所（ただし、賛成する意見あり）

- ・ 相続放棄の申述受理については、相続人間や被相続人の債権者との間で誰が相続放棄をしたか否かを確認し易くする意味で、相続開始時における被相続人の住所地国に管轄を統一することが望ましい。(裁判所)

11 成年後見等に関する審判事件の国際裁判管轄

裁判所は、成年後見等（注1）に関する審判事件（注2）（三にあつては、後見等開始の審判事件を除く。）について、次のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。

- 一 成年被後見人等（注3）となるべき者又は成年被後見人等の住所又は居所が日本国内にあるとき
- 二 成年被後見人等となるべき者又は成年被後見人等が日本の国籍を有するとき

三 日本において成年被後見人等について後見等開始の審判があったとき（注4）

（注1）「成年後見等」とは，成年後見，保佐又は補助を指すものとする。

（注2）単位事件類型としての「成年後見等に関する審判事件」とは，後見等開始の審判事件（後見開始，保佐開始及び補助開始の各審判事件をいう。家事事件手続法別表第一の1の項，17の項及び36の項。），後見等開始の審判の取消しの審判事件（後見開始の審判の取消し，保佐開始の審判の取消し及び補助開始の審判の取消しの各審判事件をいう。同法別表第一の2の項，20の項及び39の項。以下，「後見等開始」とは，後見開始，保佐開始又は補助開始を指すものとする。）並びに保護措置に関する審判事件（成年後見人の選任，成年後見人の解任，成年後見監督人の選任，成年後見監督人の解任，成年被後見人の居住用不動産の処分についての許可，成年被後見人に関する特別代理人の選任，成年後見人又は成年後見監督人に対する報酬の付与，成年後見の事務の監督等の各審判事件並びに保佐人及び補助人についてこれらに相当する各審判事件（同法別表第一の3の項から16の項まで，18の項，19の項，21の項から35の項まで，37の項，38の項及び40の項から54の項まで）をいう。以下同じ。）をいい，外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。なお，単位事件類型の在り方については，民法や通則法の規定を踏まえ「後見等開始の審判事件」と「保護措置に関する審判事件」とで別の単位事件類型を設けることの是非や，「成年後見等に関する審判事件」に含まれる事件と後記12の「未成年後見に関する審判事件」に含まれる事件を併せて1つの単位事件類型を設けることの是非について，引き続き検討する。

（注3）「成年被後見人等」とは，成年被後見人，被保佐人又は被補助人を指すものとする。

（注4）三の規律により保護措置に関する審判事件（（注2）参照）について，日本の裁判所に管轄権が認められる場合としては，例えば，日本で後見等開始の審判を受けた日本の国籍を有する者が，その後，外国へ住所を移し，かつ，日本の国籍を失った場合や，日本で後見等開始の審判を受けた外国人が，その後，外国へ住所を移した場合が考えられる。

（11 についての後注）後見等開始の審判の取消しの審判事件及び保護措置に関する審判事件の全部又は一部について，試案とは異なり，裁判所は，日本において当該事件に係る成年被後見人等について後見等開始の審判があったときに限り，管轄権を有するものとする旨の規律を設けるか否かについては，引き続き検討する。

(1) 単位事件類型の在り方（（注2）関係）

ア 「後見等開始の審判事件」と「保護措置に関する審判事件」とを別の単位事件類型とすることの是非

【賛成】裁判所（ただし、反対する意見あり）

- ・ 一般に、後見等開始の審判事件と保護措置に関する審判事件とは密接な関連性を有しており、後見等開始の審判事件と保護措置に関する審判事件とが同時に判断されることもあるから、両者を別の単位事件類型にすることで管轄が区々になるのは好ましくない。（裁判所）

【反対】なし

イ 「成年後見等に関する審判事件」に含まれる事件と「未成年後見に関する審判事件」（後記 12 参照）に含まれる事件を併せて1つの単位事件類型を設けることの是非（12の（注）関係）

【賛成】裁判所（ただし、反対する意見あり）

- ・ 成年後見等に関する審判事件と未成年後見に関する審判事件とは、いずれも法定後見であって、被後見人の保護という観点は共通であることなどからすれば、併せて一つの単位事件類型とすることが合理的である。なお、反対する意見は、未成年後見に関する審判事件は、家事事件手続法では成年後見等に関する審判事件と別の事件類型とされていることなどから、成年後見等に関する審判事件とは別に定めるのが相当であることを理由とする。（裁判所）

【反対】なし

ウ その他の意見

- ・ 「成年後見等に関する審判事件」とは外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨であるとされているが、どのような状況を想定しているのか疑問がある。（成蹊大学）
- ・ 家事事件手続法は、成年後見、保佐及び補助を分けて規定しているのであるから、国際裁判管轄規定もそれぞれに設けるべきである。（個人）

(2) 試案の是非

【賛成】大阪弁

- ・ 本文の一については、本人保護と日本国内における取引の安全のため、日本に住む外国人について成年後見等開始の審判事件の管轄を認めるため、妥当である。本文の二については、日本に財産を有する在外日本人や日本に利害関係人がいる在外日本人の場合は、日本の裁判所が成年後見等開始の審判を行わなければ本人の財産を保護することができないため、妥当である。本文の三については、保護措置に関する審判事件は成年後見等開始の審判と制

度上一体となったものであるから、日本の裁判所に管轄を認めることが妥当である。これに対し、外国人につき日本に財産があることをもって管轄原因とすることについては、本国において後見等開始決定がされている場合であっても承認要件を満たす場合に本国の後見人の権限を追加すれば十分であるから、反対である。「在外外国人について日本における成年後見等の事務を行う者がいないときなど、当該外国人又はその財産の保護のために必要があると認めるときなど本人保護の必要性を考慮した管轄原因を設けるか否か」については、外国においてされた後見等開始の裁判が日本の後見等開始の審判と同程度の行為能力制限を内容とするものか否かの判断が困難であり、また、外国でされた後見等開始の裁判が承認要件を満たした場合に保護措置に関する審判事件の管轄を認めることについては、保護措置制度間の齟齬が大きく実務上の困難を生じるため、妥当ではない。(大阪弁)

【反対】なし

【その他の意見】

- ・ 原則的な管轄原因について異論はない。ただし、例えば、成年被後見人となるべき者が外国に居住する外国人であって、当該国に成年後見制度がないという場合に、日本に相当額の財産が存在するときには、その財産を当該成年被後見人となるべき者のために管理し、その者の身上監護に資するよう、例外的に、一定の要件を課した上で、財産所在地管轄を認めるべきである（なお、緊急管轄として認めることも考えられる。）。(日弁連)

(3) 「後見等開始の審判の取消しの審判事件」及び「保護措置に関する審判事件」の全部又は一部について、試案とは異なり、「裁判所は、日本において当該事件に係る成年被後見人等について後見等開始の審判があったときに限り、管轄権を有するものとする」旨の規律を設けることの適否（(11) についての後注）関係）

【賛成】なし

【反対】裁判所（ただし、賛成する意見あり）

- ・ 保護措置に関する審判は、当初の後見等の開始の審判の際の判断要素と密接に関連するため、当初の審判のみ外国で行い保護措置は日本で行うのでは判断に困難が生じる場合が多くなると考えられる。後見登記等の問題も生じるので、外国において後見等開始の審判に類似した裁判を受けている者についても、日本に居住等するようになった時点で改めて後見等開始の審判を受けるのが相当であるが、後見等の開始に当たって、外国法には、その審判を要しない制度があり得ることから、(11) についての後注) 記載の案で必要かつ十分であるか疑問がある。(裁判所)

12 未成年後見に関する審判事件の国際裁判管轄

裁判所は、未成年後見に関する審判事件（注）（三にあっては、未成年後見人となるべき者の選任の審判事件及び未成年後見人の選任の審判事件を除く。）について、次のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。

- 一 未成年被後見人の住所又は居所が日本国内にあるとき
- 二 未成年被後見人が日本の国籍を有するとき
- 三 日本において未成年後見人の選任の審判があったとき

（注）単位事件類型としての「未成年後見に関する審判事件」とは、養子の離縁後に未成年後見人となるべき者の選任、未成年後見人の選任、未成年後見人の辞任についての許可、未成年後見人の解任、未成年後見監督人の選任、未成年後見監督人の辞任についての許可、未成年後見監督人の解任、未成年後見に関する財産の目録の作成の期間の伸長、未成年後見人又は未成年後見監督人の権限の行使についての定め及びその取消し、未成年被後見人に関する特別代理人の選任、未成年後見人又は未成年後見監督人に対する報酬の付与、未成年後見の事務の監督、第三者が未成年被後見人に与えた財産の管理に関する処分並びに未成年後見に関する管理の計算の期間の伸長の各審判事件（家事事件手続法別表第一の70の項から83の項まで）をいい、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。なお、単位事件類型の在り方については、前記11の「成年後見等に関する審判事件」に含まれる事件と「未成年後見に関する審判事件」に含まれる事件を併せて1つの単位事件類型を設けるものとする等を含め、引き続き検討する。

（12についての後注）未成年後見に関する審判事件について、試案とは異なり、養子の離縁後に未成年後見人となるべき者の選任及び未成年後見人の選任の各審判事件については、試案の一及び二と同じ規律に服せしめるものとしつつ、未成年後見等に関する審判事件のうち上記各審判事件を除く審判事件の全部又は一部について、裁判所は、日本において、当該事件に係る養子の離縁後に未成年後見人となるべき者の選任の審判又は未成年後見人の選任の審判がされたときに限り、管轄権を有するものとする旨の規律を設けるか否かについては、引き続き検討する。

(1) 単位事件類型の在り方（（注）関係）

ア 「成年後見等に関する審判事件」（前記11）に含まれる事件と「未成年後見に関する審判事件」に含まれる事件を併せて1つの単位事件類型を設けるも

のとすることの適否

前記 11(1)イ参照。

イ その他の意見

- ・ 「未成年後見に関する審判事件」とは、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨であるとされているが、どのような状況を想定しているのか疑問がある。(成蹊大学)

(2) 試案の是非

【賛成】日弁連

- ・ 未成年後見については、規定のある国がほとんどであると考えられ、試案について特に問題はない。(日弁連)

【反対】なし

【その他の意見】

- ・ 未成年後見に関する審判事件に含まれる事件のうち、養子の離縁後に未成年後見人となるべき者の選任及び未成年後見人の選任に関する審判事件を除くものに係る規律に関しては、試案に賛成である。(大阪弁)
- ・ 家事事件手続法の規定と平仄を合わせた規定を設けるべきである。(個人)

(3) 試案とは異なり、養子の離縁後に未成年後見人となるべき者の選任及び未成年後見人の選任の各審判事件については、試案の一及び二と同じ規律に服せしめるものとしつつ、「未成年後見等に関する審判事件のうち上記各審判事件を除く審判事件の全部又は一部について、裁判所は、日本において、当該事件に係る養子の離縁後に未成年後見人となるべき者の選任の審判又は未成年後見人の選任の審判がされたときに限り、管轄権を有するものとする」旨の規律を設けることの適否（(12)についての後注）関係）

【賛成】なし

【反対】裁判所（ただし、賛成する意見あり）、大阪弁

- ・ 保護措置に関する審判は、当初の未成年後見人の選任の審判の際の判断要素と密接に関連するため、当初の審判のみ外国で行い保護措置は日本で行うのでは判断に困難が生じる場合が多くなると考えられる。後見登記等の問題も生じるので、外国において未成年後見人の選任の審判に類似した裁判を受けている者についても、日本に居住等するようになった時点で改めて未成年後見人の選任の審判を受けるのが相当であるが、未成年後見の開始に当たって、外国法には、その開始の審判を要するものがあり得ることから、(12)についての後注) 記載の案で必要かつ十分であるか疑問がある。(裁判所)

13 任意後見に関する審判事件の国際裁判管轄

裁判所は、任意後見に関する審判事件（注1）について、任意後見契約の委任者の住所又は居所が日本国内にあるときは、管轄権を有するものとする。（注2）

（注1）単位事件類型としての「任意後見に関する審判事件」とは、任意後見契約の効力を発生させるための任意後見監督人の選任、任意後見監督人が欠けた場合における任意後見監督人の選任、任意後見監督人を更に選任する場合における任意後見監督人の選任、後見開始の審判等の取消し、任意後見監督人の職務に関する処分、任意後見監督人の辞任についての許可、任意後見監督人の解任、任意後見監督人の権限の行使についての定め及びその取消し、任意後見監督人に対する報酬の付与、任意後見人の解任並びに任意後見契約の解除についての許可の各審判事件（家事事件手続法別表第一の111の項から121の項まで）をいい、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

（注2）「任意後見に関する審判事件」の国際裁判管轄については、試案の内容のほかに、日本において任意後見の登記がされているときにも日本の裁判所に管轄権を認めるものとする考え方や、そもそも特に国際裁判管轄についての規律を設けないものとするべきであるとの考え方、日本法を準拠法とする事件についてのみ規律を設けるべきであるとの考え方についても、引き続き検討する。

(1) 国際裁判管轄についての規律を設けないものとするべきであるとの考え方の適否（（注2）関係）

【賛成】裁判所（ただし、設けるべきとする意見もあり）

- ・ 単位事件類型として「任意後見」を設ける必要性に乏しく、また、実体法上、任意後見関係事件の法的性質については争いがあり、通則法上も、任意後見に関する準拠法について明文の規定はないことから、国際裁判管轄の有無は解釈に委ねれば足りる。本人、任意後見受任者又は任意後見人のいずれの住所も日本国内になれば、任意後見監督人が監督を行うことは事実上困難であるから、規律を設けるのであれば、外国法に基づく任意後見関係事件において本人以外の第三者が委任者となるものがあることも想定して、委任者の住所又は居所以外の管轄原因を設けることを検討する必要があるが、規定内容について共通理解を得られなければ規律を設けることは困難である。

（裁判所）

【反対】日弁連、大阪弁ほか

(2) 仮に規律を設ける場合、日本において任意後見の登記がされているときにも日本の裁判所に管轄権を認めるものとする考え方や、日本法を準拠法とする事件についてのみ規律を設けるべきであるとの考え方等（(注2) 関係）

【意見】日弁連、大阪弁ほか

- ・ 委任者や受任者には移動の自由があり、任意後見契約締結後、日本に住所を有する義務はなく、日本に住所がなくなったとしても任意後見契約が無効になるわけではないことなどからすれば、試案に加え、「裁判所は、任意後見に関する審判事件について、日本において任意後見登記がなされているときは、管轄権を有するものとする。」とすべきである。（日弁連）
- ・ 任意後見契約については、契約を締結し登記を行った本人の意思を最大限尊重することが望ましい。外国籍の者であっても登記が可能である以上、このような者についても管轄権を認め、任意後見契約の効力を認めることが、本人の意思を尊重した上での本人保護に資する。そこで、試案に加え、「日本国内で任意後見契約登記がされているとき」にも管轄権を認める規律とすべきである。（大阪弁）
- ・ 任意後見は、成年後見や未成年後見を補うものであり、かつ、これらの法定後見と密接な関係を有するのであるから、国際的裁判管轄も、同様の場合に認められるべきである。（個人）
- ・ 試案によると、例えば、任意後見人が委任者を出国させ、その権限を逸脱・濫用するといった事態が生じた場合に、日本で当該任意後見人の解任等を行うことができないことになりかねず妥当ではないことから、上記場合にも対応することができるよう、管轄をより広く認めるべきである。このような不都合はあらかじめ明らかであることから、あらかじめ想定することが困難な不都合を避けるための補充的な一般条項である緊急管轄の規定（第2の4【甲案】参照）によるべきではない。（個人）

(3) その他の意見

- ・ 外国法を適用しながら日本の裁判所が任意後見に関する審判をするというが、いかなる外国法が適用されているのか、疑問である。（成蹊大学）

14 失踪の宣告の審判事件及び失踪の宣告の取消しの審判事件の国際裁判管轄

- ① 裁判所は、失踪の宣告の審判事件（注1）について、不在者が、生存していたと認められる最後の時点において日本国内に住所を有していた

- とき又は日本の国籍を有していたときは、管轄権を有するものとする。
- ② ①に規定する場合に該当しないときであっても、裁判所は、失踪の宣告の審判事件について、次の各号のいずれかに該当するときは、管轄権を有し、それぞれ当該各号に掲げるものについてのみ失踪の宣告をすることができるものとする。
- 一 不在者の財産が日本国内にあるとき 当該財産
 - 二 不在者に関する法律関係が日本法によるべきときその他法律関係の性質、当事者の住所又は国籍その他の事情に照らして日本に関係があるとき 当該法律関係
- ③ 裁判所は、失踪の宣告の取消しの審判事件（注2）について、失踪の宣告を受けた不在者が、生存していたと認められる最後の時点において日本国内に住所を有していたとき又は日本の国籍を有していたときは、管轄権を有するものとする。
- ④ ③に規定する場合に該当しないときであっても、裁判所は、失踪の宣告の取消しの審判事件について、次の各号のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。
- 一 日本において失踪の宣告があったとき
 - 二 失踪の宣告を受けた不在者が現に日本国内に住所を有するとき又は日本の国籍を有するとき

（注1）単位事件類型としての「失踪の宣告の審判事件」とは、家事事件手続法別表第一の56の項の事項についての審判事件をいい、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

（注2）単位事件類型としての「失踪の宣告の取消しの審判事件」とは、家事事件手続法別表第一の57の項の事項についての審判事件をいい、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

（1）試案の是非

【賛成】日弁連、大阪弁

- ・ 通則法において定められた原則であり、特に異論はない。（日弁連）
- ・ 外国人の不在者で生存が確認できる最後の時点で日本国内に住所を有していなかった場合でも、日本国内に財産や法律関係を有する場合には、日本で失踪の宣告をする必要がある。この場合、失踪宣告の効力の範囲が問題となるが、そもそも失踪宣告は生死不明の不在者について法的に存在しない者と扱う手続であり、不在者に及ぼす影響が甚大であることに鑑みれば、限定的な効力のみ認めれば足りる場合には効力を限定することが相当であり、日本

国内に存在する財産や法律関係に効力を限定すれば足りる。一方で、失踪宣告の取消しについては、不在者の生死が判明した以上、その者の財産、法律関係については、その全てについて判明した事実に基づいて判断されるべきであるから、失踪宣告の取消しの範囲は限定されるべきではない。(大阪弁)

【反対】個人

- ・ 失踪宣告の取消しは、失踪者が生存することが判明した場合だけではなく、異なる時に死亡したことが判明した場合が含まれるし、日本の裁判所が失踪宣告をした場合だけでなく、外国の裁判所が失踪宣告をした場合も、取消しの審判を申し立てる必要が生じることがあるから、試案よりも広い範囲で管轄権を認める必要がある。具体的には、「㉔裁判所は、失踪の宣告の取消しの審判事件について、失踪者が日本に住所を有するとき又は日本の国籍を有するときは、管轄権を有する、㉕㉔に規定する場合に該当しないときであっても、裁判所は、失踪者の財産が日本に在るときはその財産についてのみ、失踪者に関する法律関係が日本法によるべきときその他法律関係の性質、当事者の住所又は国籍その他の事情に照らして日本に関係があるときはその法律関係についてのみ、管轄権を有する、㉖㉔及び㉗に規定する場合に該当しないときであっても、裁判所は、日本の裁判所が失踪の宣告の審判をしたとき又は日本の裁判所に失踪の宣告の審判を申し立てることができるときは、管轄権を有する。」ものとすべきである。(個人)
- ・ 失踪宣告の効力の限定は承認国において判断すべきであって、判決国自らがその効力を限定する必要はない。諸外国の国際私法の失踪宣告に関する規定を見ても、このような効力を限定する規定のないものが多数派であることなどからすれば、試案②のうち失踪宣告の効力の限定に係る部分を削除し、「㉘に規定する場合に該当しないときであっても、裁判所は、失踪の宣告の審判事件について、不在者の財産が日本にあるとき、又は、不在者に関する法律関係が日本法によるべきときその他法律関係の性質、当事者の住所若しくは国籍その他の事情に照らして日本に関係があるときには、失踪の宣告をすることができるものとする。」とすべきである。なお、間接管轄については別に考えれば良い。(個人)

(2) その他の意見

- ・ (注1)において、「失踪の宣告の審判事件」とは、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨であるとされ、(注2)において、「失踪宣告の取消しの審判事件」とは、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨であるとされているが、どのような状況が想定されているのか、疑問である。(成蹊大学)

15 不在者の財産の管理に関する審判事件の国際裁判管轄

裁判所は、不在者の財産の管理に関する審判事件（注1）について、不在者の財産が日本国内にあるときは、管轄権を有するものとする（注2）。

（注1）単位事件類型としての「不在者の財産の管理に関する審判事件」とは、不在者の財産の管理に関する処分に係る審判事件（家事事件手続法別表第一の55の項）をいい、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

（注2）審判の効力を、日本国内にある不在者の財産に係る管理に限定するものとするか否かについては、引き続き検討する。

(1) 試案の是非

【賛成】裁判所、大阪弁ほか

- 不在者の財産が日本国内にない場合に管轄を認めることについては、不在者財産管理人の権限が外国に存在する財産にも及ぶとしたところで、日本における選任審判の効力が当該外国で承認されるとは限らず、日本国内に放置された不在者の財産について管理すれば必要十分であること、外国に存在する財産の管理は困難であること、過剰管轄となることから、反対である。（裁判所）
- 遺産分割事件を念頭に置くと、日本国内に財産を有する不在者については、その全ての財産について同時に解決するため、管轄権を認める必要がある。（大阪弁）

【反対】日弁連ほか

- 日本においては、不在者財産管理人は、遺産分割において多く利用されているという実態がある。日本人である被相続人の財産が全て外国にある場合には、被相続人が日本で死亡しても外国で死亡しても、「不在者の財産が日本にある」とはいえないが、このような場合においても、日本法での遺産分割により、例えば外国にある銀行預金の相続手続を行いたいという場面などが考えられる。そこで、試案に加え、「不在者に関する法律関係が日本法によるべきときその他法律関係の性質、当事者の住所又は国籍その他の事情に照らして日本に関係があるとき」を管轄原因とすべきである。（日弁連）
- 実務上、遺産分割をする際に不在者財産管理人を選任した上で遺産分割を進めることが散見される。試案は、涉外事案について従来の実務・解釈を変更し、国内事案の実務・解釈と齟齬を来すことになる。そこで、特に規律を設けないものとする、又は、試案の要件に加え、「不在者の住所が日本にある

とき、住所がない場合又は住所が知れない場合にはその居所が日本国内にあるとき、住所がない場合又は住所が知れない場合には日本国内に最後に住所を有していたとき」を管轄原因とすべきである。(個人)

(2) 審判の効力を、日本国内にある不在者の財産に係る管理に限定することの適否（(注2) 関係）

【賛成】 裁判所（ただし、反対する意見あり）

- ・ 不在者財産管理人の権限が外国に存在する財産にも及ぶとしたところで、日本における選任審判の効力が当該外国で承認されるとは限らない。日本国内に放置された不在者の財産について管理すれば必要十分である。外国に存在する財産の管理は困難である。なお、例えば、債権回収目的の不在者財産管理事件を想定した場合に、回収の原資となる管理対象財産を日本国内にあるもののみ限定することは、債権者の理解を得られないのではないかと、不在者財産管理制度の理解としても、管理人に管理が義務付けられる財産の範囲と、管理人が（権限外行為に基づいて）処分し得る財産の範囲が一致しないと解する余地もあるのではないかと意見もあった。(裁判所)

【反対】 なし

16 その他の家事事件の国際裁判管轄

(1) 戸籍法に規定する審判事件及び民法第 791 条に規定する子の氏の変更についての審判事件

【甲案】 戸籍法に規定する審判事件（注）及び民法第 791 条に規定する子の氏の変更についての許可の審判事件の管轄権は、日本の裁判所に専属するものとする。

【乙案】 特に規律を設けないこととする。

(注) 戸籍法に規定する審判事件とは、氏又は名の変更についての許可に係る審判事件（家事事件手続法別表第一の 122 の項）、就籍許可に係る審判事件（同法別表第一の 123 の項）、戸籍の訂正についての許可に係る審判事件（同法別表第一の 124 の項）、戸籍事件についての市町村長の処分に対する不服に係る審判事件（同法別表第一の 125 の項）をいう。

ア 規律の在り方（【甲案】及び【乙案】関係）

【甲案に賛成】 大阪弁ほか

- ・ 戸籍法に規定する審判事件及び民法第 791 条に規定する子の氏の変更につ

いての許可の審判事件のいずれについても、日本の専属管轄である旨の規律を設けることに特段の不都合はない。外国法上の「氏名の変更の許可に関する事件」については、日本の制度と結びつくものではなく、規律の必要性や規律を設けることによる不都合の有無についても不明であることから、従来同様解釈によるべきである。(大阪弁)

【乙案に賛成】裁判所（ただし、【甲案】に賛成する意見あり）、日弁連、成蹊大学ほか

- ・ 戸籍制度は日本固有の制度であるから、戸籍法に規定する事件であれば、解釈上、日本の裁判所に管轄権があることに疑義が生じる余地はなく、明文の規律は不要である。他に専属管轄規定を設けないこととの平仄からも、規律を設けないことが相当である。(裁判所)
- ・ 日本の裁判所に管轄権が認められるべきであるが、特に規定を置かなくても、その性質上、日本の裁判所に管轄権を認めることは可能である。なお、日本の裁判所の専属管轄とまでする必要はない。(日弁連)
- ・ 【甲案】のような規定を設けると、日本に住所を有する外国人の氏の変更について国際裁判管轄を否定する趣旨であるとの誤解を生じやすい。(個人)

(2) 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律に規定する審判事件（注）

特に規律を設けないものとする。

(注) 単位事件類型としての「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律に規定する審判事件」とは、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律第3条第1項に基づく性別の取扱いの変更に係る審判事件（家事事件手続法別表第一の126の項）をいう。

【賛成】日弁連、大阪弁、成蹊大学

- ・ 解釈に委ねることで特段不都合は生じないと考えられるので、特に、規律を設ける必要はない。(日弁連)
- ・ 性別の取扱いの変更に関する裁判の準拠法、外国人に対する性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の適用の有無、性別の取扱いの変更の裁判の承認可能性のいずれについても、現時点において議論が熟しているとは言いがたい上、実際に日本において国際裁判管轄が問題となった事案も把握されていない。現時点で明文の規律を設けることは時期尚早であり、解釈に委ねるべきである。(大阪弁)

【反対】個人

- ・ 外国法による性別の変更を認めるか否かを措くとしても、まずは、申立人の住所地管轄が認められるべきであり、かつ、戸籍の記載に関わることから本国管轄を認め、その旨明文で規定すべきである。(個人)

(3) 生活保護法等に規定する審判事件 (注)

特に規律を設けないものとする。

(注) 単位事件類型としての「生活保護法等に規定する審判事件」とは、生活保護法第30条第3項に基づく施設への入所等についての許可に係る審判事件(家事事件手続法別表第一の129の項)及び生活保護法第77条第2項(ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第21条第2項において準用する場合を含む。)に基づく扶養義務者の負担すべき費用額の確定に係る審判事件(家事事件手続法別表第二の16の項)をいう。

【賛成】日弁連、大阪弁、成蹊大学

- ・ 解釈に委ねることで特段不都合は生じないと考えられるので、特に、規律を設ける必要はない。(日弁連)
- ・ 申立てがほとんどないという現状を踏まえると規律の必要性に乏しい上、十分な議論もされていないことから、解釈に委ねるべきである。(大阪弁)

【反対】個人

- ・ 日本の生活保護法に関する事件であるから、日本の専属管轄に属することを明文で規定すべきである。(個人)

(4) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に規定する審判事件 (注)

特に規律を設けないものとする。

(注) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(以下「医療観察法」という。)は、特定の刑法上の行為を行った者について、心神喪失を理由に不起訴処分又は無罪判決を受けこれが確定した場合及び心神耗弱を理由に不起訴処分又は刑を減輕する旨の確定裁判を受けた場合等に、裁判所が、検察官の申立てを受け、上記の者を医療を受けさせるために入院をさせる旨の決定をすることができる旨等を規定しているところ、退院の許可や医療観察

法に基づく医療の終了の申立て等を行うことができる者の一人として保護者を規定し、このような保護者となるべき者及びその順位を定め、先順位の者が保護者の権限を行うことができないときは、次順位の者が保護者となるが、後見人又は保佐人がいない場合において、対象者の保護のため特に必要があると認めるときは、家庭裁判所が利害関係人の申立てによってその順位の変更及び保護者の選任を行うことができることとしている（医療観察法第23条の2第2項）。単位事件類型としての「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に規定する審判事件」とは、医療観察法第23条の2第2項ただし書及び同項第4号に基づく保護者の順位の変更及び保護者の選任に係る審判事件（家事事件手続法別表第一の130の項）をいう。

【賛成】日弁連、大阪弁、成蹊大学

- ・ 解釈に委ねることで特段不都合は生じないと考えられるので、特に、規律を設ける必要はない。（日弁連）
- ・ 法律自体が属地的効力しか持たないと考えられる上、医療観察法の施行日（平成26年4月1日）から間もないことや、その国際裁判管轄が問題となった事案は把握されていないことを踏まえると、解釈に委ねるべきである。（大阪弁）

【反対】個人

- ・ 日本の行政上の処分に関わる事件であるから、専属管轄は当然であるが、明文の規定を置くべきである。（個人）

(5) 夫婦財産契約に関する審判事件（注）

特に規律を設けないものとする。

（注）単位事件類型としての「夫婦財産契約に関する審判事件」とは、夫婦財産契約による財産の管理者の変更等に係る審判事件（家事事件手続法別表第一の58の項）及び破産手続が開始された場合における夫婦財産契約による財産の管理者の変更等に係る審判事件（同法別表第一の131の項）をいい、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

【賛成】日弁連、大阪弁、成蹊大学

- ・ 解釈に委ねることで特段不都合は生じないと考えられるので、特に、規律を設ける必要はない。（日弁連）
- ・ 申立てがほとんどないという現状を踏まえると規律の必要性に乏しい上、

現実に不都合がないような規律を設けるだけの十分な議論がされていないことから、解釈に委ねるべきである。(大阪弁)

【反対】個人

- ・ 家事事件手続法に規定された審判事件は、いずれも夫婦の一方が他方の財産を管理する場合において、他方が自己の財産を守ることを目的とするものであるから、扶養関係事件と同様に、夫婦の一方の住所地管轄を認め、その旨明文の規定を置くべきである。(個人)

(6) 破産法に規定するその他の審判事件 (注)

特に規律を設けないものとする。

(注) 破産法に規定するその他の審判事件とは、「親権を行う者につき破産手続が開始された場合における管理権喪失の審判事件」(破産法第 61 条第 1 項において準用する民法第 835 条に基づく、親権を行う者につき破産手続が開始された場合における管理権喪失に係る審判事件(家事事件手続法別表第一の 132 の項)をいい、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。第 1 の 6 参照) 及び「破産手続における相続の放棄の承認についての申述の受理の審判事件」(破産法第 238 条第 2 項(同法第 243 条において準用する場合を含む。))に基づく、破産手続における相続の放棄の承認についての申述の受理に係る審判事件(家事事件手続法別表第一の 133 の項)をいい、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。第 1 の 10 参照)をいう。

【賛成】日弁連、大阪弁、成蹊大学

- ・ 解釈に委ねることで特段不都合は生じないと考えられるので、特に、規律を設ける必要はない。(日弁連)
- ・ 申立てがほとんどないという現状を踏まえると規律の必要性に乏しい上、十分な議論もされていないことから、解釈に委ねるべきである。(大阪弁)

【反対】個人

- ・ 親権を行う者につき破産手続が開始された場合における管理権喪失の審判事件については、子の監護状況や意思能力を有する子の陳述などを考慮する必要があるから、子の住所が日本国内にあるときは、日本の裁判所に申し立てることができる旨の明文の規定を置くべきである。破産手続における相続の放棄の承認についての申述の受理の審判事件については、全債権者の平等を図るため、相続人(破産者)の承認・放棄の権利を制限するものであり、

破産手続と密接な関連を有するから、破産の管轄と連動させるべきであり、日本の裁判所が破産手続開始の決定をしたときは、日本の裁判所に申し立てることができる旨の明文の規定を置くべきである。(個人)

(7) 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に規定する審判事件 (注)

特に規律を設けないものとする。

(注) 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律 (以下「中小企業経営承継円滑化法」という。) においては、中小企業の先代経営者の全ての遺留分権利者の合意に基づき、先代経営者が生前贈与等をした会社株式等の財産を、遺留分算定の基礎となる財産の価額に算入せず、又は算入する際の価額を合意時の価額とすることを可能としており (中小企業経営承継円滑化法第4条から第6条まで参照)、これにより、相続開始後の相続人間の紛争を防止するとともに、相続開始に伴い散逸することとなる財産をある程度予見することを可能とすることで、その後の経営戦略を立案しやすい環境を整え、経営の安定化を通じた円滑な事業の継続を図ることを目指している。この合意が効力を生ずるための手続要件として、経済産業大臣による確認及び家庭裁判所の許可が必要であるとされているところ (中小企業経営承継円滑化法第7条及び第8条参照)、単位事件類型としての「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に規定する審判事件」とは、上記の遺留分の算定に係る合意についての許可に係る審判事件 (家事事件手続法別表第一の134の項) をいう。

【賛成】 日弁連, 大阪弁, 成蹊大学

- ・ 解釈に委ねることで特段不都合は生じないと考えられるので、特に、規律を設ける必要はない。(日弁連)
- ・ 国際裁判管轄が問題となった事案が把握されていないし、日本の相続法制を前提とした制度である上、家庭裁判所の許可の前提として経済産業大臣の確認が必要であり、諸外国の法制度を含むものとしての単位事件類型を設けることは困難であることから、解釈に委ねるべきである。(大阪弁)

【反対】 個人

- ・ 遺留分の特例を定めるものであるから、相続事件の基本原則によるべきである。相続に関する事件が係属する可能性がないにもかかわらず、日本の裁判所の専属管轄とする必要性は見当たらず、かつ、外国法に同様の事件類型がある場合は、外国法による可能性もあるから、そのような事件に類推適用

できる明文の規定を置くべきである。具体的には，被相続人の住所地管轄及び財産所在地管轄を認める明文の規定を設けるべきである。(個人)

第2 人事訴訟事件等の国際裁判管轄に関する一般的な規律の在り方

1 合意管轄・応訴管轄

合意管轄及び応訴管轄（注）に関する一般的な規律は設けないものとする。

（注）合意管轄とは、当事者の合意により、法定管轄のない国（の裁判所）に管轄を創設することを認める規律（又は合意された国以外の国の法定管轄を排除することを認める規律）を、応訴管轄とは、被告が国際裁判管轄の欠缺を主張することなく本案について応訴した場合に、当該国の管轄権を認める規律を指す。なお、これらに類する規律も含む趣旨である。

【賛成】日弁連、大阪弁、成蹊大学ほか

- ・ 人事訴訟事件及び家事事件には様々な事件類型があり、全てを同一の規律とすることは適切でなく、個々の単位事件類型（又はその中の特定の事件類型）について合意管轄及び応訴管轄又はこれに類する規律を認めるべきものはあると考えるが、一般的な規律は設けないこととしてよい。（日弁連）
- ・ 人事訴訟事件及び家事事件は公益性が高く、国家の後見的関与の観点から、国内管轄においても専属管轄とされており、この点は、国際裁判管轄においても重視されるべきである。また、応訴管轄については、これを認めると、日本の裁判所に管轄権が認められない事案についても訴え又は申立てを受理した上で送達をする必要が生じるため、訴訟経済・手続経済の観点からも望ましくなく、諸外国においても認められていない。（大阪弁）

【反対】なし

【その他の意見】

- ・ 個別の単位事件類型において、合意管轄を認める必要がある事態に対応した限定的な合意管轄の規定は設けるべきである。（大阪弁）

2 併合請求（併合申立て）等における管轄権

- ① 一の人事に関する訴えで同一の身分関係の形成又は存否の確認を目的とする数個の請求をする場合において、日本の裁判所が一の請求について管轄権を有し、他の請求について管轄権を有しないときは、日本の裁判所がその訴えの管轄権を有するものとする（注1）。
- ② 家事審判の申立てについて、①と同様の措置を採るものとする。（注2）

- ③一 一の訴えで人事訴訟に係る請求と当該人事訴訟の被告に対する当該請求の原因である事実によって生じた損害の賠償に関する請求とを
する場合において、日本の裁判所が人事訴訟に係る請求について管轄権を有するときは、日本の裁判所がその訴えの管轄権を有するものとする。
- 二 人事訴訟に係る請求の原因である事実によって生じた損害の賠償に関する請求を目的とする訴え（当該人事訴訟の当事者以外の者に対するものを除く。）は、既に日本の裁判所に当該人事訴訟が係属する場合にも、日本の裁判所がその訴えの管轄権を有するものとする。
- ④ 離婚の訴え又は婚姻の取消しの訴えと併せて親権者の指定に関する処分についての裁判を行う場合には、日本の裁判所が親権者の指定に関する処分（注3）について管轄権を有しないときであっても、離婚の訴え又は婚姻の取消しの訴えに係る請求について日本の裁判所が管轄権を有するときは、日本の裁判所は、親権者の指定に関する処分についても管轄権を有するものとする（注4）。

（注1）①に関し、同一の身分関係の形成又は存否の確認を目的とする場合以外に、具体的な事案における密接関連性が認められる場合にも併合管轄を認めるべきか否かにつき、引き続き検討する。

（注2）その具体的な内容については、引き続き検討する。

（注3）子の監護者の指定その他の監護に関する処分、財産分与事件についても併合管轄を認めるべきか否か、認めるとした場合に、類型的に併合管轄を認めるか、事案の内容に着目した関連性を要求すべきかについては、引き続き検討する。

（注4）諸外国には様々な法制があり得ることを踏まえ、例えば、準拠法が、離婚の裁判を行う際に特定の処分を併せて行うことを必要としている場合に限り、当該裁判の管轄権を有する裁判所は、必要的とされている当該処分を行うことができるとの規律とすることも考えられる。このような考え方を採用するか否か、採用する場合、その旨の明文の規定を設けるか否かについて、引き続き検討する。

(1) 人事訴訟事件における併合管轄について（試案①）

【賛成】裁判所（ただし、（注1）に賛成する意見あり）、日弁連、大阪弁、成蹊大学

- ・ 国際裁判管轄の性質上、併合管轄を認める範囲を広げることは被告の応訴負担を増大させる可能性があるところ、（注1）のように密接関連性を要件とするとした場合、それを限定していくのは困難である。（裁判所）
- ・ 国際裁判管轄における請求の客観的併合に係る併合管轄は、①国内管轄と

異なり裁量移送をすることができないこと、②応訴負担が大きく、他の事件についてまで応訴負担を強いるべきではないことなどの理由により、併合管轄を認める要件を限定すべきである。主観的併合に係る併合についても、被告の応訴負担が大きいことを考慮し、併合管轄を認める要件を限定すべきである。(大阪弁)

【反対】個人

- ・ 訴訟の目的である権利又は義務が数人について共通であるとき、又は同一の事実上及び法律上の原因に基づくときに、主観的併合に限って、併合管轄を認めるべきである。(個人)

(2) 家事審判事件における併合管轄について (試案②)

【賛成】日弁連, 大阪弁, 成蹊大学

- ・ ただし、いかなる場合に併合管轄を認めるかについては更なる検討が必要である。(日弁連)
- ・ (1)と同様である。(大阪弁)

【反対】個人

- ・ 家事審判事件については併合管轄を認めるべきではない。(個人)

【その他の意見】

- ・ 規律を設けるとした場合について、過不足のない規律を設けることは困難であるから抽象的な要件として解釈に委ねることもやむを得ないとする意見、認めるべき場合を個別・限定的に列挙すべきであるという意見、試案①と同様の規律とすべきであるとの意見、家事事件手続法第49条第3項と同様の規律とすべきであるとの意見、人事訴訟法第5条に準じた規律とすべきであるとの意見などがあつた。(裁判所)

(3) 関連損害賠償請求について (試案③)

【賛成】日弁連, 大阪弁, 成蹊大学

- ・ 関連損害賠償請求は、人事訴訟の審理と関連性が強いため、審理の長期化や複雑化を招くおそれはなく、被告の応訴負担が増大するわけでもない。紛争の統一的・一回的解決に資する。(大阪弁)

【反対】個人

(4) 附帯処分等について (試案④)

【賛成】裁判所 (ただし, 反対する意見あり), 大阪弁, 成蹊大学

- ・ 日本法は、離婚又は婚姻取消しと親権者指定とを不可分としていることを踏まえ、併合管轄を肯定すべきである。なお、(注4)のように準拠法による

とする見解は、準拠法や関連法規全体の検討を要することになる可能性もあるから、非常に煩瑣であって、迅速な審理判断を困難にするおそれがあり、相当ではない。(裁判所)

- ・ 親権者の指定については、併合を認めなければ、日本の民法及び人事訴訟法のような、離婚等の際に親権者指定を必ず行わなければならないとされている実質法が準拠法となる場合には、離婚の訴えについて国際裁判管轄が認められるときでも、日本に子がおらず、親権者の指定ができないために離婚自体ができなくなる不都合を回避する必要がある。日本の裁判所で親権者指定を行うことが子の福祉に反する場合は、特別の事情による却下により子の福祉に配慮することができる。(大阪弁)
- ・ 離婚の申立てと親権者の指定とを別々の国の裁判所に申し立てるように要求することは、当事者の負担を考えると現実的ではない。そして、このことは、準拠法となる法律が親権者の指定を離婚に際して必要的としているか否かに関わらない。(成蹊大学)

【反対】日弁連、立命館大学ほか

- ・ 離婚準拠法又は親権準拠法が離婚の裁判と併せて親権者の指定を行うことを必要的としていない場合にまで、本来日本の裁判所に管轄権のない親権者の指定についての管轄権を認めるべきではない。(日弁連ほか)
- ・ 両親が親権について争っている場合、子がいないのに日本で当該子の利益について適切な判断ができるか疑問がある。(立命館大学)
- ・ 日本の裁判所が婚姻の取消し又は離婚の訴えについて管轄権を有する場合、通則法により適用すべき法が親権者の指定を含むべきであるとしている場合に限り、親権者の指定ができるようにすべきである。(個人)
- ・ 試案④は、準拠法上離婚等の裁判をする際に親権者の指定を併せて行うことが必要的とされていない場合でも管轄が認められることになる点で過剰な管轄原因であり、また、外国法が準拠法となる場合を想定すれば、親権者指定以外の処分が必要的とされていることもあるから、そのような場合に対応できない点で不十分な管轄原因である。また、試案④では、離婚に併せて親権者指定はできるにもかかわらず、親権者指定と密接不可分の関係にある子の監護に関する処分(特に面会交流や監護費用)をすることができない点でも、問題がある。(個人)

【その他の意見】

- ・ (注3)について、年金分割を除き、人事訴訟法で附帯処分とされているものについては、日本法が準拠法となる場合を考慮し、当事者の便宜及び統一的解決の観点から、類型的に併合管轄を認めるべきである。なお、附帯処分の裁判をすることに問題があれば、特別の事情による却下により対応する

ことも可能である。(裁判所)

- ・ 離婚準拠法又は親権準拠法が離婚の裁判と併せて特定の処分を行うことを必要的としている場合にのみ、必要とされている当該処分を行うことができるとの規律（(注4)参照）とすべきである。(日弁連)
- ・ 財産分与事件、年金分割事件については併合管轄を設けるべきではなく、試案に賛成である。(大阪弁)
- ・ 両親が親権者について合意している場合には、必ずしも子の住所が日本に所在することを要求する必要もないのではないかと考えられることから、その場合に限り併合管轄を認めるとすべきである。(立命館大学)
- ・ 子の福祉に適うことを要件とした上で、婚姻の取消し又は離婚の訴えの管轄国に管轄権を認めること（補足説明第1の6(2)参照）が妥当である。(個人)

3 反訴

日本の裁判所が本訴の目的である人事訴訟に係る請求について管轄権を有し、反訴の目的である人事訴訟に係る請求について管轄権を有しない場合には、被告は、本訴の目的である人事訴訟に係る請求と反訴の目的である人事訴訟に係る請求とが同一の身分関係の形成又は存否の確認を目的とするときに限り（注）、本訴の係属する裁判所に反訴を提起することができるものとする。

（注）各請求が同一の身分関係の形成又は存否の確認を目的とすることに加えて、本訴の目的である請求又は防御の方法と密接に関連する請求を目的とするときにも反訴による管轄権を認めるか否かについては、引き続き検討する。

【賛成】日弁連、大阪弁、成蹊大学

- ・ 併合管轄の基準とも一致する。(日弁連)

【反対】個人

- ・ 民事訴訟法第146条第3項と同様に、専属管轄の場合を除き、本訴の目的である請求又は防御の方法と密接に関連する請求を目的とする場合に、反訴による管轄を認めるべきである。(個人)

4 緊急管轄

【甲案】 人事に関する訴え又は家事審判若しくは家事調停の申立てについ

て（注1）、他の国際裁判管轄に関する規定によれば日本の裁判所が管轄権を有しないこととなる場合であっても、日本において訴えを提起し又は申立てをする以外に原告又は申立人の審理及び裁判を受ける権利を実現することが著しく困難であり（注2）、かつ、その訴え又は申立てが日本に関連があるときは、裁判所は、その訴え又は申立てについて、管轄権を有するものとする。

【乙案】 特に規律を設けないものとする。

（注1）人事に関する訴えとは、人事訴訟法第2条各号に掲げる訴えその他の身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴えをいい、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

家事審判とは、家事事件手続法別表第一及び別表第二に掲げる事項並びに同法第二編に定める事項についての審判をいい、家事調停とは、人事に関する訴訟事件その他家庭に関する事件（同法別表第一に掲げる事項についての事件を除く。）についての調停をいい、それぞれ外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

（注2）「著しく困難」の考慮要素等を具体的に例示するか否か、例示とした場合の具体的な在り方について、引き続き検討する。

【甲案に賛成】日弁連、大阪弁、立命館大学ほか

- ・ 緊急管轄を認めるべき場合に、その根拠規定がなければ、裁判所が管轄を認めることを躊躇する可能性もあり、その根拠となる規定を明示的に設けるべきである。（日弁連）
- ・ 緊急管轄が問題となった裁判例が基本的にないとされた財産上の訴えと異なり、人事・家事事件においては、最高裁判所平成5年(オ)第765号同8年6月24日第二小法廷判決・民集50巻7号1451頁が緊急管轄を認めたものと解する立場もあり、同判決をそのように理解しないにしても、人事・家事事件については例外的に緊急管轄により裁判を受ける権利を保障する必要性は大きい。また、裁判実務において、裁判官としては明文規定がある方が緊急管轄による管轄を肯定するのに心理的抵抗が少ないと考えられる。明文規定を置く場合には、ある程度抽象的な規定にならざるを得ない。（大阪弁）
- ・ 規定の仕方は難しいが、需要はあると解されるので、何らかの立法をすることが望ましい。なお、緊急管轄を認めるべき場合を例示することを強く支持する意見はなかった。（立命館大学）
- ・ 人事訴訟事件や家事事件については、国際的に不統一な法律関係が生じていたり、当事者の住所地国に日本にある制度に相当する制度が存在しないた

めに外国の裁判所で裁判をすることができないことがあり、これを解消するために、民事訴訟法とは異なり、緊急管轄が必要となる。なお、要件は、「外国の裁判所が法律上又は事実上裁判権を行うことができないことにより、損害を生じるおそれ」があることとすべきである。(個人)

- 【乙案に賛成】裁判所（ただし、【甲案】に賛成する意見あり）、成蹊大学ほか**
- ・ 過不足のない具体的規律を設けることは困難であり、それにも関わらず規律を設けると解釈上の争いを生じたりかえって管轄が肯定される余地を狭めるおそれもあること、財産権上の国際裁判管轄においては緊急管轄の規定が設けられなかったこととの関係で民事訴訟法の解釈に影響を及ぼす危険性があること、解釈によって緊急管轄を認めることは可能であることを踏まえれば、規定を設けることは相当ではない。(裁判所)
 - ・ 解釈により緊急管轄を認めることに賛成する。(成蹊大学)
 - ・ 財産権上の訴えの国際裁判管轄に係る民事訴訟法の規定と平仄を合わせるべきである。(個人)

5 特別の事情による訴え（申立て）の却下

裁判所は、人事に関する訴え又は家事審判若しくは家事調停の申立てについて日本の裁判所が管轄権を有することとなる場合においても、事案の性質、その訴えの被告又はその申立ての相手方となる当事者の負担の程度、証拠の所在地、その訴え又は申立ての当事者でない未成年の子がいるときはその利益その他の事情を考慮して、日本の裁判所が審理及び裁判をすることが当事者間の衡平を害し、又は適正かつ迅速な審理の実現を妨げることとなる特別の事情があると認めるときは、その訴え又は申立ての全部又は一部を却下することができるものとする。

ただし、訴え又は申立てについて法令に日本の裁判所の管轄権の専属に関する定めがある場合（注）には、上記却下をすることができないものとする。

（注） 解釈により日本の裁判所の専属とされる単位事件類型がある場合についても、上記却下はできないものとする。

【賛成】日弁連、成蹊大学、立命館大学（ただし、反対する意見あり）

- ・ 財産権上の訴えに係る国際裁判管轄においても同様の規定が設けられており、人事訴訟事件及び家事事件についても、管轄原因があってもなお管轄権を行使するのが適切でない場合があり得ることから、規定を設けるべきであ

る。(日弁連)

【反対】大阪弁ほか

- ・ 特別の事情の存在により管轄権が否定される場合があることはあり得るが、明文規定を設けることにより、特別の事情による却下が濫用されるおそれがあり、また、特別の事情の有無の審査が常態化することで審理が長期化するおそれがあるから、明文規定を設けることには慎重に検討する必要がある。(大阪弁)
- ・ 人事訴訟事件については、原則として被告の住所がある国の裁判所にのみ管轄権を認め、例外的場合にのみ原告の住所地にも管轄を認めることとすれば、特別の事情による却下の規定は不要である。家事審判事件については、非訟事件の後見的役割を考えれば、規定を設けるべきではない。(個人)

【その他の意見】

- ・ 未成年の子の利益を考慮する点には賛成である。(大阪弁)

6 国際裁判管轄の調査方法

裁判所は、日本の裁判所の管轄権に関する事項について、職権で証拠調べをすることができるものとする。

【賛成】日弁連、大阪弁、成蹊大学

【反対】なし

【その他の意見】

- ・ 人事訴訟事件については人事訴訟法第 20 条前段で、家事審判事件については家事事件手続法第 56 条第 1 項で既に規定があるため、家事調停事件についてのみ所要の規定を置くべきである。(個人)

7 管轄決定の標準時

人事に関する訴えにおける日本の裁判所の管轄権は、訴えの提起の時を標準として定めるものとし、家事審判事件又は家事調停事件における日本の裁判所の管轄権は、家事審判若しくは家事調停の申立てがあった時又は職権で家事事件の手続を開始した時を標準として定めるものとする。

【賛成】日弁連、大阪弁、成蹊大学ほか

【反対】なし

【その他の意見】

- ・ 人事訴訟事件については、民事訴訟法第3条の12の適用除外（人事訴訟法第29条第1項参照）を止める方法によって対応すべきである。（個人）

8 訴え（申立て）の競合

【甲案】 外国の裁判所に係属する事件と同一の事件について、日本の裁判所に人事に関する訴えの提起又は家事審判の申立てがあった場合において、当該外国の裁判所の裁判が承認されることとなると見込まれるときは、日本の裁判所は、申立てにより又は職権で、一定の期間、訴訟手続又は家事審判の手続を中止することができるものとする。

裁判所の上記中止の決定に対しては、当事者（中止を申し立てた当事者を除く。）は、即時抗告をすることができるものとする。

【乙案】 特に規律を設けないものとする。

【甲案に賛成】 なし

【乙案に賛成】 裁判所（ただし、【甲案】に賛成する意見あり）、日弁連、大阪弁、成蹊大学、立命館大学ほか

- ・ 解釈により国際的訴訟（手続）競合に対応することが可能である。外国裁判の承認の予測は困難である。（裁判所、日弁連）
- ・ 財産権上の訴えについて国際的訴訟競合の規定が設けられなかったこととも整合する。（裁判所ほか）
- ・ 人事訴訟事件及び家事事件においては、各国の法制が異なるため、事件の同一性や外国裁判の承認可能性の判断は相当困難であり、また、承認段階での調整の余地や特別の事情により却下する余地、訴えの利益を欠くとして却下する余地もあるのであるから、【乙案】に賛成である。（大阪弁）
- ・ 人事訴訟事件は、財産関係事件よりも公序が発動される可能性が高く、【甲案】の承認予測の判断は困難である。（成蹊大学）
- ・ 家族関係事件において、承認予測が可能とは言い切れず、慎重な検討が必要である。（立命館大学）

9 不服申立て

国際裁判管轄に係る裁判についての不服申立ては、終局裁判に対する上訴又は審判に対する抗告によることを前提として、特別の規律を設けないものとする。

【賛成】日弁連，大阪弁，成蹊大学ほか

【反対】なし

10 家事調停事件の国際的管轄

- ① 裁判所は，離婚及び離縁の訴えを提起することができる事項についての調停事件について，次のいずれかに該当するときは，管轄権を有するものとする。家庭に関する事件（人事に関する訴訟事件及び家事事件手続法（平成23年法律第52号）別表第一に掲げる事項についての事件を除く。）（注1）についての調停事件についても，同様とする。
- 一 日本の裁判所が当該調停事件の事項に係る訴訟又は家事審判について管轄権を有するとき
 - 二 相手方の住所が日本国内にあるとき（注2）
 - 三 当事者が日本の裁判所に家事調停の申立てをすることに合意したとき〔ただし，申立人の住所が日本国内にあるときに限る（注3）。〕
- ② 裁判所は，離婚及び離縁の訴えを除く人事に関する訴えを提起することができる事項についての調停事件については，日本の裁判所が当該事項に係る訴訟について管轄権を有するときは，管轄権を有するものとする。

（注1）外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

（注2）①二又は三によって日本の裁判所に管轄権が認められる場合につき，調停に代わる審判（家事事件手続法第284条以下）をすることができるものとするか否かは，引き続き検討する。

（注3）ただし書のような付加的要件を要求すべきか否か，要求するとした場合，申立人の住所地に限定せずに，日本と何らかの関連性のある場合であれば足りるとするか否かについて，引き続き検討する。

【賛成】裁判所（ただし，①三の亀甲括弧全体の削除との意見あり），大阪弁，成蹊大学

- ・ ①三について，過剰管轄を防止するため，亀甲括弧中のただし書のような付加的要件を設けることに賛成する。なお，合意には，相続関係事件と同様，書面性を要求すべきである。（裁判所）
- ・ 国際家事手続法のコンテクストでは，家事調停を裁判手続による解決と位置づけるべきであり，家事調停の国際「裁判」管轄の検討においてもこれを

裁判と区別して特別に扱うべきではない。(大阪弁)

- ・ ①三について、日本に住所を有しない外国国籍の者に合意により日本の裁判所での調停についてのみ管轄権を認める必要はないと考えられるため、申立人の住所が日本国内にあることを要求することに賛成である。(大阪弁)

【反対】個人

- ・ 家事調停事件は、人事訴訟事件や家事審判事件と不可分の関係にあるから、人事訴訟事件や家事審判事件について日本の裁判所の管轄権が認められる場合にのみ、管轄権を認めるべきである。(個人)

【その他の意見】

- ・ (注2)について、調停に代わる審判は、不服があれば異議を申し出ることができ、実質的には当事者が調停委員会等の提示する調停案を了承するという要素が強いのであるから、審判という形式面にとらわれてこれを制限するのは相当でなく、①二又は三により日本の裁判所に管轄権が認められた場合であっても、調停に代わる審判をできることとしてよい。(裁判所)
- ・ ①については賛成であるが、調停は合意に基づく手続であり、合意があれば、①三の申立人の住所が日本国内にあることとの要件は不要であり、外国に住所を有する両親間の子の日本への一時的訪問について、子の返還時期を定めた合意を日本の裁判所において調停調書にする場合等、申立人及び相手方の住所が日本国内になくても調停事件の管轄権を認める必要がある事案がある。(注2)について、調停に代わる審判は、調停の成立に近い状況に至っている場合に用いられ、審判後不服のある当事者は異議を申し立てて審判の効力を失わせることができるから、①二又は三により管轄権が認められる場合でも、調停に代わる審判をすることができるはずである。(日弁連)
- ・ ②については、当事者双方が日本の裁判所における調停手続の利用に合意している場合にも、日本の裁判所の管轄権を認めるべきである。認知の訴え等において、当事者の中に日本国籍を有するものがいれば、日本の裁判所において合意に相当する審判を得て、戸籍の届出を行う必要がある。この場合、当事者が日本国内に住所を有しているか否かに関わらないから、申立人が日本国内に住所を有していることを要求すべきではない。(日弁連)
- ・ ①三の亀甲括弧を設ける趣旨が不分明であり、これを設けることには疑問がある。(成蹊大学)

11 人事訴訟を本案とする保全命令事件の国際裁判管轄

人事訴訟を本案とする保全命令事件(注1)の申立ては、日本の裁判所に本案の訴えを提起することができる時、又は仮に差し押さえるべき物若

しくは係争物（注2）が日本国内にあるときに限り，することができるものとする。

（注1）「人事訴訟を本案とする保全命令事件」とは，人事訴訟法第30条第1項に規定する「人事訴訟を本案とする保全命令事件」，すなわち，人事訴訟を本案とする民事保全事件（民事保全法第1条，第2条1項，人事訴訟法第2条参照）をいい，本案である人事訴訟には，外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

（注2）「係争物」とは，民事保全法第11条に規定する「係争物」をいう。

【賛成】日弁連，大阪弁，成蹊大学ほか

【反対】なし

12 家事審判事件を本案とする審判前の保全処分事件の国際裁判管轄

家事審判事件を本案とする審判前の保全処分事件（注）については，日本の裁判所に，本案の家事審判事件（家事審判事件に係る事項について家事調停事件の申立てがあつた場合にあつては，その家事調停事件）が係属しているときに限り，することができるものとする。

（注）「家事審判事件を本案とする審判前の保全処分事件」とは，家事事件手続法に規定する審判前の保全処分事件をいい（家事事件手続法では，第106条第1項の規定に基づく仮差押え等の審判及び同条第2項の規定に基づく高等裁判所の審判に代わる裁判を総称して「審判前の保全処分」ということとされる（第106条第1項参照）。），本案である家事審判事件には，外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

【賛成】裁判所，成蹊大学ほか

- ・ 家事事件を本案とする審判前の保全処分事件の国内裁判管轄については本案係属要件が適用されるどころ，国際裁判管轄を規律するに当たっても，日本における国内裁判管轄と規律をそろえて本案係属要件を課すことが相当である。（裁判所）

【反対】日弁連，大阪弁

- ・ 本案係属要件を課すべきではなく，人事訴訟事件を本案とする保全命令事件の国際裁判管轄（前記11）と同様に保全処分ができるようにすべきである。特に，財産分与事件について，その対象である財産が日本国内で勝手に処分

され、財産の隠匿を許してしまう結果となり、適切な解決が図れなくなってしまう。(日弁連)

- 家事事件においても、日本に仮に差し押さえるべき物や係争物がある場合には、当該財産所在地において保全命令を取得し、執行する必要性があることは、人事訴訟事件や通常の民事訴訟事件と変わらない。そのため、家事審判事件を本案とする審判前の保全処分についても、人事訴訟事件を本案とする保全命令事件、通常の民事保全事件と同様、日本の裁判所に管轄権を認めるべきである。(大阪弁)

第3 外国裁判の承認・執行

1 外国裁判の承認

- ① 外国裁判所の人事訴訟事件（注）における確定判決について民事訴訟法第118条の適用による規律を維持するものとする。

（注）「人事訴訟事件」とは、外国法において人事訴訟事件に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

- ② 外国裁判所の家事事件（注）における確定した終局裁判は、次に掲げる要件のすべて（ただし、申立人以外の当事者が存在しない事件については、二を除く。）を具備する場合に限り、その効力を有するものとする。
- 一 法令又は条約により外国裁判所の裁判権が認められること
 - 二 申立人以外の当事者が、申立書（写しを含む。）の送付若しくは送達（公示送達その他これに類する送達を除く。）を受けたこと、申立てがあったことの通知を受けたこと又はこれらを受けなかったが手続行為をしたこと
 - 三 裁判の内容及び家事事件の手続が日本における公の秩序又は善良の風俗に反しないこと
 - 四 相互の保証があること

（注）「家事事件」とは、外国法において家事事件に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

(1) 外国裁判所の人事訴訟事件に係る判決の承認（①関係）

ア いわゆる公序要件を承認の要件の1つとすることの是非（三関係）

【賛成】成蹊大学

- ・ 外国裁判の承認についての試案の提案に賛成である。（成蹊大学）

【反対】なし

【その他の意見】

- ・ 日本の民法においては、待婚期間の規定に違反した婚姻については、取消しが可能であるとし（第744条第1項）、婚姻の無効は「人違い」の場合などに限定されている一方（第742条）、外国の離婚判決では、実質的要件を充足しなかった婚姻について「取消し」の対象ではなく、「無効」とする例がある。

この外国離婚判決を承認するという場合には、婚姻をそもそも「無効」とすることになるが、これは日本の公序に反するおそれがある。(広島大学)

- ・ 日本の成年後見開始の原因は、「精神上的障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある」ことを要するが、外国では、「精神上的障害による」場合のほかに、「身体的障害により意思を表示することができない場合」にも成年後見開始を裁判によって行う例がある。外国で身体的障害を理由として、行為能力制限をされた者は、日本でも成年被後見人とされる可能性があるが、日本国内での扱いとは不一致が生じる。(広島大学)

イ 「相互の保証」を承認の要件の1つとすることの是非（四関係）

【賛成】裁判所，成蹊大学ほか

- ・ 外国裁判の承認についての試案の提案に賛成である。(成蹊大学)
- ・ 人事訴訟事件については、離婚請求に伴う慰謝料請求など、財産関係事件との境界が曖昧となる場合があるから、「相互の保証」を承認の要件から外すべきか否かは民事訴訟法第118条自体の改正とともに判断すべきである。(個人)

【反対】日弁連，大阪弁，広島大学，立命館大学

- ・ 「相互の保証」の要件を満たしているか否かを検討するために、外国において日本の判決や裁判が承認・執行されるかを確認する必要があるが、外国において日本の判決や裁判を承認・執行することが問題となった例がないことも多く、確認が困難な場合が多いほか、外国における判決・裁判の承認・執行要件を一般的に検討するなどの作業も必要になるなど、当事者に不相当な困難を強いる。「相互の保証」の要件は、相手国の裁判を尊重する姿勢に足かせをはめるものといえ、世界的にも承認要件から外す方向があるようであるから、承認要件から削除すべきであり、民事訴訟法においても「相互の保証」の規定を削除する方向で改めて検討がされるべきである。仮に、承認要件の1つとするのであれば、相互の保証がないと主張・立証する者がいない限りこれが認められるよう、「相互の保証がないとはいえないこと」とすべきである。(日弁連)
- ・ 例えば、中華人民共和国（中国）においては、外国裁判所の離婚判決を原則として承認すべきである旨の規定があり、日本の実務上も、戸籍法第77条が準用する第63条によって、中国での離婚確定判決を添付することにより離婚の報告的届出ができると解されているほか、ドイツ連邦共和国、オーストリア共和国、スイス連邦、フランス共和国においても、外国の家事事件における裁判の承認について「相互の保証」を要件としていないなど、人事訴訟事件及び家事事件について通常の民事訴訟と異なる取扱いをする前例が存在

する。人事訴訟事件及び家事事件は、個人の生活、家族、身分等を扱う分野であり、民事訴訟事件全体における国家間の公正や相互承認推進という政治的動機付けに左右されるべきではない。(大阪弁)

- ・ 中華人民共和国(中国)は日本と相互の保証がないことになる。(広島大学)
- ・ 規定の妥当性が検討されるべきであり、不要である。(立命館大学)

ウ その他の意見

- ・ 裁判実務では、人事訴訟に相当する事件の外国判決の効力を争う場合に、人事訴訟法による身分関係の存否確認の訴えがある一方で、民事訴訟法による外国判決無効確認の訴えも見られるが、外国判決の無効確認とはいえ、その本質は身分関係の存否確認であること、職権証拠調べや調停前置、合意に相当する審判など、人事訴訟法特有のルールが適用されないことなどを考慮すれば、民事訴訟法によることは適切ではなく、このような人事に関する訴えに相当する外国裁判所の判決の無効確認の訴えを人事に関する訴えとみなす旨の規定を置くべきである。(個人)

(2) 外国裁判所の家事事件に係る裁判の承認(②について)

ア 承認の対象を「外国裁判所の家事事件における確定した終局裁判」とすることの適否(柱書き本文関係)

【賛成】成蹊大学

- ・ 外国裁判の承認についての試案の提案に賛成である。(成蹊大学)

【反対】大阪弁、広島大学ほか

- ・ 家事事件における調停調書は、日本や大韓民国、台湾においては裁判所による紛争解決の重要な役割を果たしていると同時に、日本の調停調書が諸外国では判決と同様の取扱いを受けることが多い。したがって、確定した終局判決のほかに、調停調書や和解調書といった「確定判決と同一の効力を有する裁判所の文書」も承認の対象とすべきである。(大阪弁)
- ・ 承認の対象を「家事審判事件に相当する事件に関する外国裁判所の確定した裁判」とすべきである。調停に相当する裁判、合意に相当する審判や調停に代わる審判については、事件の性質が人事訴訟事件に相当するののか、それとも家事審判事件に相当するののかによって区別すべきであり、別途に規定を要しない。(個人)
- ・ 人事・家事関係は、文化、歴史、経済・社会的状況及び宗教などの多くの要因によって制約される分野であり、また、法律関係の主体である人自身にかかわるものであり、その判断の方式には、訴訟、審判に類似した形式などの裁判所による裁判があるとともに、行政機関の決定の形式をとる場合や、

本人の行政機関への報告・届出で済む場合もある。民事訴訟法が規定する財産関係についての国際裁判管轄に比較すると、人事訴訟・家事事件の管轄権は、裁判管轄というだけではなく、国家としての管轄（司法と行政を含む。）と理解しなければならない。「確定した裁判」という表現は妥当ではなく、またそもそも日本でいう家事審判事件を一括りでとらえるのは妥当ではない。（広島大学）

イ いわゆる送達要件を承認の要件の1つとすることの是非（柱書き括弧書き及び二関係）

【賛成】成蹊大学

- ・ 外国裁判の承認についての試案の提案に賛成である。（成蹊大学）

【反対】個人

- ・ 非訟事件については、間接管轄及び公序のみを要件とすべきである。送達要件は、相手方の存在しない家事事件手続法別表第1の事件では、そもそも適用が不能である。相手方のある別表第2の事件でも、保護の必要性のある者の利益を優先させるべきであるから、公示送達がされたことを理由として間接管轄の要件を満たす判決の承認を拒否することは、公序違反がない限り妥当性を欠く。（個人）

【柱書き括弧書きについてのみ反対】裁判所（ただし、賛成する意見もあり）

- ・ 申立人以外の当事者がおよそ存在しない外国裁判が、他の承認要件を全て満たしているにもかかわらず、柱書きの括弧書きが明記されていないことにより日本において承認されないということは想定し難い。外国において申立人以外の当事者が存在しない事件であっても、日本法上の事件類型において申立人以外の当事者が存在する事件も考えられ、「当事者」は一律に定まらず、また、形式的には「申立人以外の当事者」が存在しなくとも、手続保障を考慮すべき関係者がいる場合があり得、それらの場合であるか否かは、外国における法の規律及び裁判手続を検討しなければ判明しない場合もある。したがって、括弧書きの文言を設けることは相当でない。（裁判所）

ウ 「相互の保証」を承認要件の1つとすることの是非（四関係）

【賛成】裁判所、成蹊大学

- ・ 家事事件について、相互の保証の要件を課さない積極的な理由がないこと、仮に家事事件については相互の保証の要件を課さないこととする場合には、財産関係事件との均衡を失することとなることから、民事訴訟法第118条第4号の規定がある以上、相互の保証の要件を課すことが相当である。（裁判所）
- ・ 外国裁判の承認についての試案の提案に賛成である。（成蹊大学）

【反対】日弁連，大阪弁，広島大学，立命館大学ほか

- ・ 外国の人事訴訟事件における裁判の承認における「相互の保証」の要件についての意見と同じ（前記(1)イ参照）。（日弁連，大阪弁，広島大学，立命館大学）
- ・ 非訟事件については，間接管轄及び公序のみを要件とすべきである。「相互の保証」は，後見的な目的を有する非訟の裁判に求めるべきではない。（個人）

2 外国裁判の執行

外国裁判所の人事訴訟事件（注1）における確定判決及び家事事件（注1）における確定した終局裁判の日本における執行については，執行判決によるものとし，執行判決に関する規律については，基本的に民事執行法第24条と同様の規律を前提としつつ，執行判決を求める訴えの管轄を家庭裁判所の専属管轄とするものとする。（注2）（注3）

（注1）「人事訴訟事件」及び「家事事件」とは，外国法において，それぞれ人事訴訟事件及び家事事件に相当すると解されるものを含む趣旨である。

（注2）「家庭裁判所の専属管轄とする」ものとした場合に，執行判決を求める訴えが地方裁判所に提起された場合における，地方裁判所から家庭裁判所への事件の移送等については，引き続き検討する。

（注3）試案とは異なり，現状と同じく，民事執行法第24条の適用又は類推適用による規律，すなわち，執行判決を求める訴えを地方裁判所の専属管轄とする現状の規律を維持することも考えられ，この点について，引き続き検討する。

(1) 家庭裁判所の専属管轄とすることの適否（本文及び（注3）関係）

【賛成】裁判所，成蹊大学ほか

- ・ 家庭裁判所を一次的・原則的な管轄とすることは賛成であるが，その場合には，移送等の規律を設け，当事者が不利益を受けないような手当をする必要がある。なお，地方裁判所の専属管轄に一元化するのが相当であるとの意見もあった。（裁判所）
- ・ 外国裁判の執行についての試案の提案に賛成である。（成蹊大学）
- ・ 家事審判事件に相当する外国裁判の承認要件に関連し，民事執行法第24条第3項及び家事事件手続法第75条も改正すべきであるが，人事訴訟事件及び家事事件に相当する外国裁判の執行について家庭裁判所の管轄とする点では試案に賛成である。（個人）

【反対】日弁連，大阪弁

- ・ 執行決定や執行判決は、本来、事案の中身に立ち入ることなく、外国裁判や外国判決を日本で執行することができるかを検討した上で判断をするものであって、家庭裁判所の専門性が活かされる場面は相当に限局される。しかも、外国裁判や外国判決においては家事事件や人事訴訟事件以外の事項が併せて判断されている例が考えられ、それらについては、民事訴訟法、民事執行法に従って、地方裁判所によって執行されることとなるところ、「家庭裁判所に専属する」という規定があると、相当に混乱を招く可能性がある。執行決定を求める申立てについては、地方裁判所の専属管轄又は家庭裁判所が地方裁判所と協議した上で定めるとし、管轄裁判所についていたずらに迷うことがない定めとすべきである。(日弁連)
- ・ 日本において執行判決を求める訴えは地方裁判所に係属していることから、原則としては地方裁判所を管轄裁判所とすべきであるが、家庭裁判所調査官が関与する必要がある子の監護に関する処分(金銭給付に関するものを除く。)については、家庭裁判所を管轄裁判所とすべきである。(大阪弁)

(2) 移送等の規律を設けることの適否 ((注2) 関係)

【賛成】裁判所, 大阪弁

- ・ 管轄を誤った当事者が不利益を受けることがないようにする必要があるが、民事訴訟法第16条等の適用外と考えられるので、移送等の規律を設ける必要がある。一つの裁判書に財産権上の訴えに係る事件の判決と家事事件の終局裁判がある場合に、その執行判決を求める訴えが地方裁判所に提起された場合の処理の規律も検討が必要である。(裁判所)

【反対】なし

(3) 債務名義とするための手続の種別を判決手続とすることの適否 (本文関係)

【賛成】裁判所, 大阪弁, 成蹊大学ほか

- ・ 家庭裁判所と地方裁判所との間で移送をするために、民事執行法第24条と同様、判決手続とする必要がある。(裁判所)
- ・ 外国裁判の執行についての試案の提案に賛成である。(成蹊大学)

【反対】日弁連

- ・ 判決手続は、口頭弁論が必要的となる等、より厳格な手続を要し、時間もかかるが、そのような厳格な手続を取るべき必要性はない。また、家事事件及び人事訴訟事件の区別は、日本特有のものであると考えられるが、外国の同様の事件については、その手続が公開の法廷で行われない場合が多いにもかかわらず、日本における執行段階において公開の法廷で行われる判決手続を経なければならない点も問題である。仲裁にならって執行決定とすべきで

ある。(日弁連)

第4 その他所要の措置

【意見】

- ・ 大使、公使その他外国に在ってその国の裁判権からの免除を享有する日本人が、日本国内に住所を有するものとみなして、管轄権を判断する旨の規定が必要である(大阪弁)
- ・ 通則法第5条及び第6条は、家事事件手続法に国際的裁判管轄規定が設けられた範囲でのみ改正されるべきであり、日本の裁判所が後見開始、保佐開始及び補助開始の審判並びに失踪宣告をする場合は、日本法による旨を規定すべきである。(個人)